

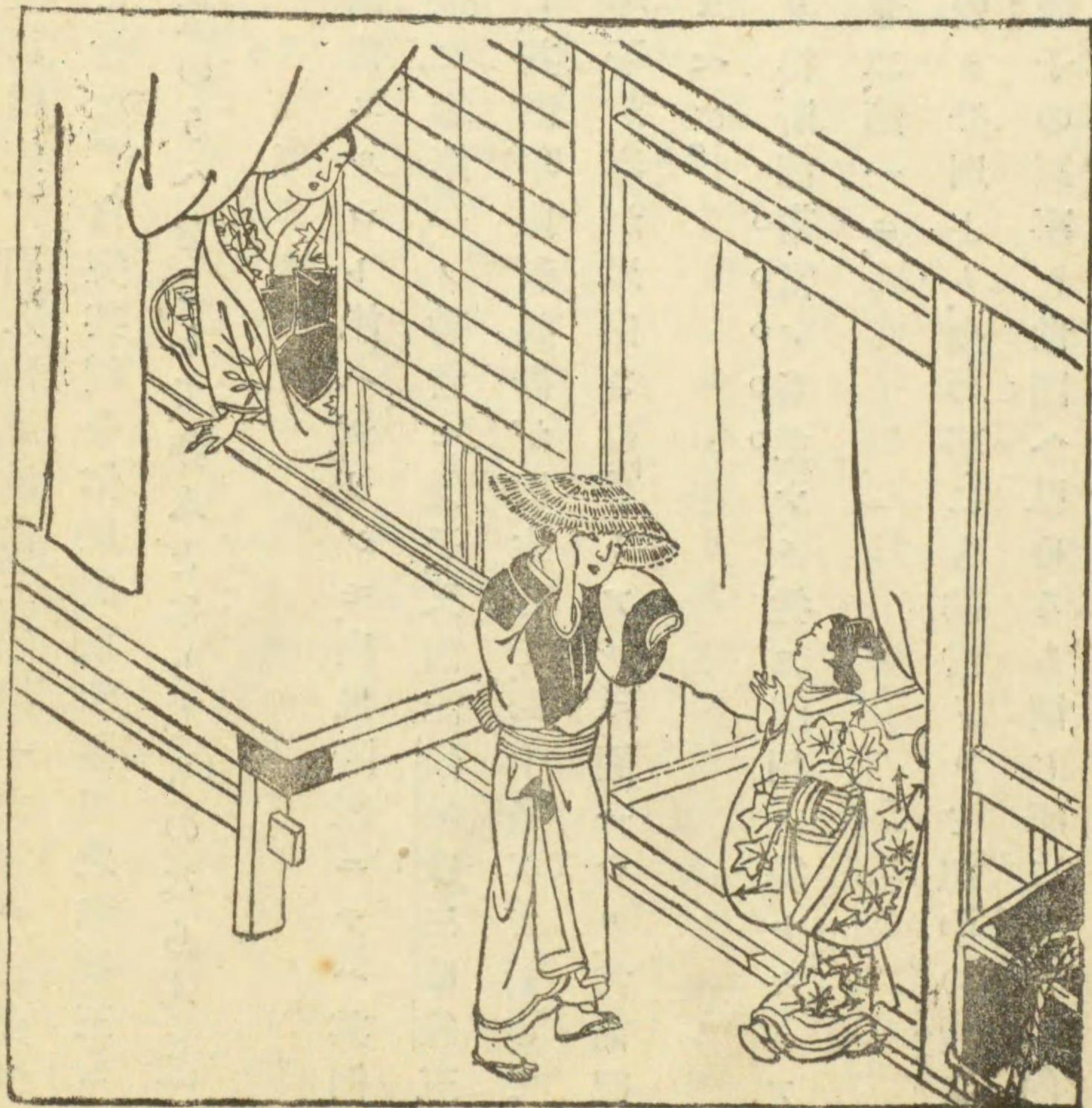
に貳度も  
三度も町  
勘當して、  
人の世話  
に成りな  
がら、いつ  
の間にや  
ら勘當宥  
して嫁を  
入れ、隠居  
して居る  
おやぢも  
世間に多

### 子息當勘の姿衣紙

心の池本繪 畫信祐川西 年四文元

おといしに邊近  
いづれに居て  
さえつらまら  
勘當せしむる  
たせきを母と  
奴たせきとい  
ひい子息とい

く日に句柳



し、勘當するも早く宥す事も又早し』

トアルヲ見テ察スベシ。

父ガ勘當セシ子ヲ父ノ没後、母ガ宥免スルコトヲ得ルカ、父ノ遺志ガ分明ナルトキハ言フ迄モナシ、紀の上太郎作糸櫻本町育淺草の段並ニ第四段ニテ、中根屋ノ母妙閑ハ亡夫ガ勘當セル一子綱五郎ヲ、ソノ遺言ニ依テ宥恕セリ、反之亡夫ノ意思不明ナル場合ニハ、近松門左衛門作夕霧阿波鳴瀬(寶永七年)下の卷相の山(寶永七年)の段ニ、

『これ、扇屋殿、我々は藤屋伊左衛門様の御老母藤屋妙順様よりのお使、伊左衛門様は父御の御勘當、今は此世に亡きお人なれば、お袋様の我儘に勘當、御免はなり難し、夕霧様には御一子まである事、嫁御孫御に勘當はなし、藤屋妙順が嫁を廊の内にて殺されず、一時なりとも廊を出し、外にて往生させましたいとのお願い』

トアルガ如ク、ソノ許否ハ母ノ責任ニ關ス、恐ラク此ノ場合親族一同ト協議ヲ遂ゲテ、決定スルヲ慣例トセシナラン。



右文ニテ勘當ノ効果ハ、勘當ヲ受ケタルモノ、妻子ニ及バザルコト明ラカナリ、然レドモソノ妻ニ子ナキトキハ、通常舅去ニ離縁シ、實家へ還ラシメタルニ似タリ、世間娘氣質五之卷第一ニ、『連合勘當せらるゝ上は、是非におよばぬ首尾なれば、歸るまい共いはれず』トアルニテ推知シ得ベシ。

母ハ父ノ死後ニ於テハ、子ヲ勘當スル權利ヲ有ス、前記糸櫻本町育第四段ニ、『後打見やり綱五郎、母の傍へさし寄て、ヤコレ母者人ちと無心があるが、聞て下さりませぬかい、ア、あの人としたことが、親子の中に無心とは何事じや、いや外のこともない此綱五郎、又勘當がしてほしい、ヤア何といやる綱五郎、尤若氣の廊通、死しやつた親父殿の堅い氣で、勘當をさつしやつたも、本の鹽踏すため追出した其後で、母が案じは幾世の思ひ、五年六年泣暮し、漸と尋合ひ、勘當赦して間もないに、又勘當してくれとは、氣が違ふたか綱五郎、アいや氣も違はねども、本のだとへにいふ通り、乞食三日すると忘られぬと、勘當赦されて内へ戻つて其氣づまり、もうく商がうるそうて、内に居ることが

いやで、マ、第一こなたの顔見る事が真から底からとんといやじや……やイ罰あたりの不孝者め、是程に思ふ此母に何か不足で其様な、愛想づかしを、よういふな、モウくくとんと思ひ切た、望の通り勘當する、出て行きやれ』トアリ、尙前掲京羽二重娘氣質第五冊目ノ文参照スベシ。

## 二二 相 續

(第一)相續ノ觀念 徳川時代ニ於ケル相續ノ觀念ハ、前代ヨリ傳來セル諸種ノ相異ナレル思想ノ結晶ニシテ、單一ナル觀念ニアラズ。

予ハ曾テ日本最古ノ相續ハ、祖名相續ノ觀念ナル事ヲ論明セリ(國家學會雜誌第二十六卷第一號)此祖名相續ハ中世ニハ家名相續、名字相續、若クハ家相續ノ觀念トナリ、傳ヘテ以テ徳川時代ニ至レリ。

儒教ノ渡來ト共ニ、所謂祭祀相續ノ觀念ハ、支那ヨリ輸入サレタリ、此思想ハ我國固有ノ祖先崇拜ナル思想、及ビ佛教ニ於ケル來世ノ觀念ト相結合シテ、ソノ根



底ヲ固メ、傳ヘテ以テ徳川時代ニ及ベリ。

我國上代氏ニ氏上アリテ氏人ヲ統べ、家ニ家長アリテ其家ヲ代表セリ、此氏人家長ノ地位ト權利トハ、子孫嫡々相傳ヘ相承クルヲ常トセシ爲メ、何時シカ家督相續ナル觀念ヲ發生セシメタリ、此觀念モ亦中世武人階級ノ間ニ於テ、更ニ特別ノ發達ヲナシ、傳ヘテ以テ徳川時代ニ及ベリ。

私有財産制ガ認メラル、ヤ、早晚遺産相續ノ制度ガ發達スベキコト、自然ノ徑路ナリ、我最古ノ制ハ知ルニ由ナキモ、大寶令ハ明ラカニ繼嗣ノ外ニ遺財相續ノ制ヲ認メタリ、此遺財相續ハ中世不動産ガ特ニ重視サル、ニ及ビ、遺跡相續、跡式相續、跡目相續若クハ名字相續ト結合シテ、名跡相續ノ觀念トナリ、傳ヘテ以テ徳川時代ニ至レリ。

徳川時代ニ於ケル相續ノ觀念ハ、斯ノ如キ起源ト性質トヲ異ニスル家名相續、祭祀相續、家督相續及ビ跡式相續ナル四種ノ觀念ノ結合ナリ、去レバ徳川時代ニ於テハ、家名相續ト云ヒ、名字相續ト云ヒ、家相續ト云ヒ、家督相續ト云ヒ、遺跡相續

ト云ヒ、跡式相續ト云ヒ、跡目相續ト云ヒ、將又位牌所ヲ立ツルト云ヘル語ハ、普通ノ用語トシテハ、全然同一觀念同一意義ニ使用サレタリ、菅專助作伊達娘戀緋鹿子二の卷ニ、

『此度御赦免有る間急ぎ吉三郎を呼返し、末々は安森の名跡を繼せと有る殿の御意、有りがたくお請有れ、上使の趣斯の通りと述ければ……跡伏拜み女房お町、案じに案じた上使のお入、若やお前の身の上かと幾瀬の思ひ、吉三郎が勘氣もゆり、安森の家を繼せいと有難い御前の御意』

同上六の卷ニ、

『元おれは上方者、若氣の至りで江戸へ欠落、縁でかな此家へ男奉公、先久兵衛様の氣に入つて今の鼻は家の娘、娶合して跡式を譲れ、二代目の此久兵衛、其おれが代に成て數年仕似せの八百屋を仕まひ、位牌所を潰しては先久兵衛様へ立ぬ計りか、女房ながら主の娘を路頭に立ては、世間へごふも云譯がな』



松貫四作戀娘昔八丈(安政四年)城木屋の段ニ、

『それからほうく、流浪の中縁でがな此家へ手代奉公前の親旦那が不便をくはへて下さつて……幸ひ娘にわれを娶合し、此家督を譲る程に、随分商ひ精出して位牌所を潰さぬやうに、又娘が事頼むぞよと、他人のおれに身上を、ぼつかりとくださつた大恩』

紀海音作笠屋三勝二十五年忌上の巻ニ、

『聞は此程親人が一門中を呼集め、ごふ思ふても半七めは、焼ねばなをらぬ浮氣者、追出したこそ幸いなれ、嫁にたまかな入縁を取、此苗跡を繼そうと、談合あつたを悦んで』

『半七めを追出したと必他人にしらしやんな、ごふで後には呼戻し我家督をゆづるやつ』

糸井鳳助作所縁の藤浪(安政六年)初編、第一回ニ、

『丹六が姉むすめのおりさに、聳を取て家督とせんと、其評議に決着しける所

に、丹六存生のうちよりめしつかひし手代に喜代七といふ盛年二十七歳；親類の中より、此もの見どころあり、おりさに娶せ家名を嗣せんこと、永久の基礎ならんとすゝむるものあるによりて』

山東京山作當世男鏡草女房形氣十六之巻下、第九回ニ、

『私事町人の家督望みこれなく候、家名は弟錢藏を以て御立て下さるべく候』

鼻山人作廓鑑花街壽々女(文政九年)中巻(身の上の段)ニ、

『親に代りてこの伯父が勘當じや、此身代を潰しては先祖に對して申譯なし、吾乙娘に聳とつて、家名を永く相續させん』

笠亭仙果作油丁製菜種黄表紙ニ、

『衰へたる家ながら名跡の立行きて、先祖の祭りの連綿と絶えざらん事を祈る者なり』

『最早否やがつても餘十郎に家を繼がせて、代々の位牌の傳守をさせねば成らぬと、一轍に言はるゝゆゑ』



柳亭種彦作正本製九編(二年保)ニ、

「隱居の願と存すれ共、家を譲り子が御座らぬされば、迎、又他人に野上の家督を嗣せんも口惜う存する故、其許へ上置たるアノ久松を取戻し、直様國へ連歸り名跡を立させたさト」

團水作武道張合大鑑卷三第一ニ、

「家來に討れたるからは、最早杉倉の家は、たとへ次男ありとても、跡目立がた、く長く二字斷絶に及ぶ段、是非なき仕合、先祖に對し本意失ふのみならず、耻辱の名を流す所、餘りに無念に存すれば、彌平太は頓死の申立にて、公儀を相濟まし申さば、當分の耻なく、事により家も相續申べく存するはいかに、と語り出せば」

本朝藤陰比事卷三(明て悔しき家)ニ、

「地頭双方を召出され、後家に仰付られしは、藤兵衛相果しうへは、一子藤六に名跡を繼せ、家業油斷なく申つけ……其方後見をかたくして、家を相續すべ

き所に、さはなくして……向後さやうの心底をあらため、親子むつまじく愛禮を致し、跡職相續仕れど、仰渡されければ」

其他並木丈輔作萬屋助六二代禰(享保二)中の卷「總領じやとてむこをとり、おはい所を立さすと」若竹笛躬等作(徳兵衛)曾根崎模様(寶曆十)柳の馬場の段「後々おれが子分にして、片岡の苗字を譲らんと思ふたに」鼻山人作花街壽々女下卷(浮世はな)「幸介夫婦は本宅に至りて、家名相續致すべしとの差圖に隨ひ」尾上梅幸作枝珊瑚京打筭(文政)後編「何卒家名相續させんと思ひし事も、アラ口惜し」其笑瑞笑合作世間長者容氣二之卷第三「汝此金を以て家名を相續すべしと小さき家を構へ、吾妻もろとも隱居分となり」等ノ諸例ヲ見テ、此等各種名目ガ、全然同意義ヲ示スノ語ナルコトヲ看取スベシ。

右ニ例示セル諸種ノ相續ハ、コレヲソノ本源ニ溯テ論ズルトキハ、家名相續、祭祀相續、家督相續、並ニ跡式相續ノ四種觀念ニ過ギザルコトハ、前述ノ如シ、然レドモ更ニ一步ヲ進メテ論ズルトキハ、此中家督相續ハ、徳川時代ニ於テハ、最早家長



權相續ノ意味ニアラズシテ、全ク遺跡相續又ハ跡目相續ト同一ハ觀念ナルコトヲ知ルベシ、先ヅ侍階級ノ用語ニ就テ考フルニ、此ニテ家督ト云フハ客觀的ノ意味ニ於テハ、全ク一家ニ屬スル秩祿知行ノ意ニ外ナラズ、其第一證ハ、違變留諸向問答之部、文政十一年正月十六日奥御右筆片山鎌吉ヨリ問合ニ、

『一父隱居家督

一父死後跡目

右之通稱候處、萬石以上御目見以下ニ而、差別有之候哉之事』

トアリテ、ソノ附札ニ、

『御書面ニケ條目、萬石以上は遺領之唱與存候、其外御書面之通差別有之間敷存候』

トアルコト之ナリ、以テ知ルベシ、徳川時代侍階級ニテ家督ト云フハ事實ニ於テハ、跡目(以下)又ハ遺領(以上)ト全然同義ニシテ、唯父ノ隱居ト死去トニ依テソノ稱ヲ異ニスルモノニ過ギザルコトヲ、其第二證ハ、徳川幕府ガ發スル削封改易等ノ

公文ニ『一田沼主殿頭儀、勤役中不正之取計共有之ニ付……此度二萬七千石御取上、隱居被仰付候……嫡孫龍助江爲(シテ)家督ト一萬石被下置……』(寶曆現來集 卷之十七)

『一越前守嫡子水野金五郎江被仰渡書、其方父越前守、勤役中不正之取計共有之候に付、隱居被仰付……其方江爲(シテ)家督ト一萬石被下……』(天弘錄 卷之一)トアルガ如ク、家督ノ内容ヲ示スニ遺領跡式ト同様、石高ヲ以テセルコト之ナリ、此等家督ノ語ハ、當ニ此ノ如ク解スベキコトハ、神澤貞幹ノ翁草卷百九ニ右田沼事件ニ關スル書付ヲ掲ゲ、且ツ附記シテ『田沼氏被仰渡之御書付には、龍助へ新地一萬石被下と有り、白川候演説の趣は家督一萬石被下と有、兩様奈何可追考』ト云ヘルニテ、聊モ争フ可ラズ、其第三證ハ、博覽強識ノ天野信景翁(享保十 八年歿)ガソノ有名ナル隨筆鹽尻卷之九十二ニ於テ、『督の字は倡(イデ)ひて催促する義也、督過(トガ)責(ヲ)る也、督戰(タ)士卒(ヲ)を責(ル)る將を云、亦家の長子を家督といふも、家内を率ひ倡(イデ)ひて責催す職分ある故の稱なり、然るに我國近世の俗語、父の跡を相續するを家督といふは、誤りなりとぞ』ト記セルコト之ナリ、以テ知ルベシ、徳川時代ニ家督ト云フハ遺跡跡式跡目ヲ相



續スルコトニ外ナラズシテ、何等家長權ノ相續ト相渉ルノ觀念ニアラザルコトヲソレスノ如ク三證俱ニ舉ル、今ヤ何人モ徳川時代ニ於ケル家督ナル語ノ事實上遺領跡目ト全然同意義ナルコトヲ否定スルコト能ハザルベシ、但シ家督跡式相續人ヲ指シテ直チニ家督ト呼ビシコトハ、徳川時代ニテモ同一ナリ、而モコトハ跡目相續人ヲ跡目跡式相家人ヲ跡式ト稱スルモノト何等別チキナリ。

翻テコレヲ

庶民階級ノ用語ニ徴スルニ、此ニモ亦明ラカニ家督ハ家産ノ意義

ニ外ナラズ、即團水作武道張合大鑑卷一第四ニ『あるひは兄に妻子共まであり

テ相果れば、頓て兄の妻を弟にあたへて、甥を養子にするもあり、これはみな義をおもはずして金銀家督を本とする故なり』龜友作當世銀持氣質卷之一第一ニ

『長者二代なしといふたとへあれど、家賃計つかふて仕廻ふてからが、残つた家屋敷と有銀で十代や二十代は暮される家督』西鶴作好色二代男卷之六(益まで)段底ノニ『其頃菊屋とて引込入道二千貫の家督はありなから』本朝藤陰比事卷七

(女の貞世)界の拂物の段ニ『惣じて養子の金銀持參するは、養父の方に家屋敷か、落着きた

る家督を的にして、敷銀持參すると見へたり』其磧作商人軍配團四之卷第三ニ

『惣じて店は年數を経て古きが家督なり』西鶴作日本永代藏卷之一(世は欲の)段合ノニ『今時の後家立るは、其死跡に過分の金銀家督ありて、欲より女の親類異

見して云々』賣ト先生安樂傳授ニ(寛政八年)『われ先年關東へまかりて、箱根山をこ

す時に、荷物やかごかきがかげ聲に、かんにん寶じや、正直家督じや、辛抱銀じやぞ、短氣は損氣じや、覺悟が大事じや、覺悟が大事じやぞと申せしを、一人感心いたせしなり』ナド、何レカ家産遺財ノ義ナラザル。

此ノ如ク徳川時代家督ナル語ハ、武士ノ間ニアツテモ平民ノ間ニアツテモ、事實上遺跡又ハ跡式ノ意味ニ外ナラズトセバ、當時ノ相續ハツノ實家名相續祭祀相續及ビ跡式相續ナル三種相續ノ結合ナリト云フコトヲ得ベシ、コレ當ニ吾輩ノ推論ノ然ラシムル所ナルノミナラズ、當時ノ人々ノ明白ニ自覺シタル所ノモノナリ、乞フ左ノ貴重ナル古文書(近江坂田郡志上)ヲ見ヨ。

讓申屋敷之事

相續



(中略)

右二ヶ所堀敷□永代讓申所實也末々至迄唯一人傳へ可申之事  
一持拂堂皆具讓申候能安置可致事  
一井關名字讓り申事

右之趣若脇々何角申者於在之者此狀可被見候爲其一札如此候

寛文四年

辰ノ三月二十二日

井關次郎三郎

内儀

京都烏丸大納言内證人

水谷織部

七條村

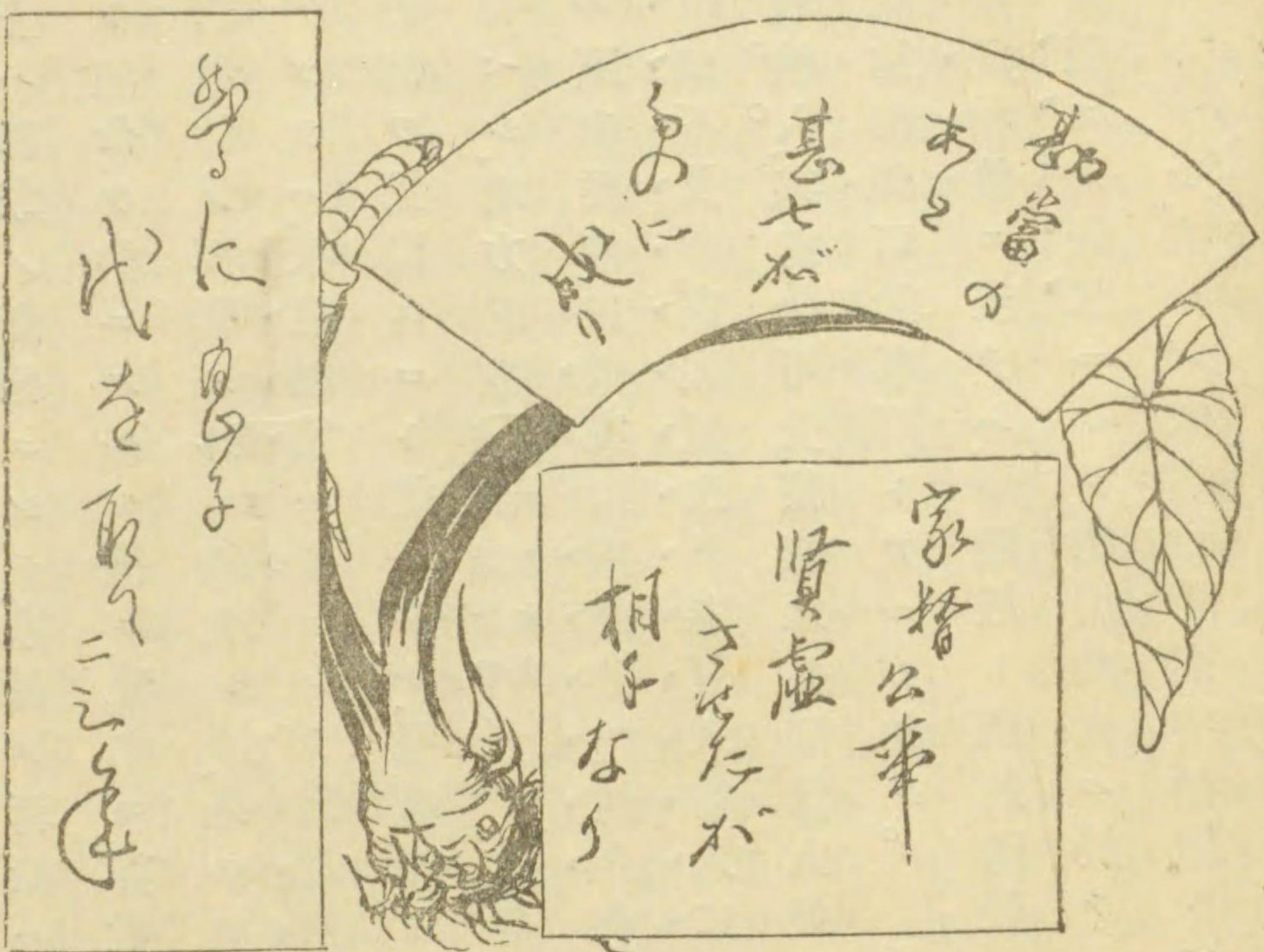
井關彌兵衛との

参る

徳川時代ニ於ケル相續ノ觀念ハ家名相續祭祀相續及ビ跡式相續ナル三種觀

### 相續の柳句

新 畫



相續

念ノ結合ナルコトハ今ヤ争  
フベカラザル事實トナレリ  
然レドモ此三者ハ決シテ互  
ニ對等ノ意味ヲ以テ相結合  
スルモノニアラズ其間ニ自  
カラ本末輕重ノ差別アルヲ  
見ル然ラバ三者ノ何レガ主  
ニシテ何レガ從タルカコハ  
侍階級ト庶民階級トニ依テ  
其解答ヲ異ニセザル可ラズ  
侍階級ノ間ニアツテハ跡式  
相續ハ主ニシテ家名相續ハ  
從タリ蓋シ封建法ニアツテ



ハ家祿ノ取上ハ即家ノ斷絶ニシテ家祿ノ再給ハ即家ノ再興ナルガ如ク家ハ終始ソノ封祿ト運命ヲ共ニスルガ故ニ家名モ亦從テ家祿ニ從屬スルノ形ヲ成セバナリ、反之封建法ノ影響ノ外ニ獨立シテ最モヨク古來ノ制度ヲ承傳セル庶民階級ノ間ニアツテハ家名相續ハ主ニシテ跡式相續ハ從タリ去レバ此階級ニハ侍階級ニ其類例ヲ見出スコト能ハザル、遺産無キ純然タル家名計リハ相續ナルモノ存在シ得ベシ、地方聞書(徳川禁令考二)ニ『金子借主證人共相果跡株相續之ものは江掛候而願出候節田畑家財讓請候相續人有之は其ものより可差出筋に候得共田畑家財は不及申家屋敷迄外江質入書入に致し何にても無之跡江名前計讓受罷在候相續人其借金可受様無之候間當人並證人共相果候上は金子濟方不及沙汰積吟味詰相伺可然事』トアルガ如シ。

若シ夫レ祭祀相續ニ至テハ侍階級ト庶民階級トヲ分タズ常ニ家名相續又ハ跡式相續ニ附隨スル觀念ニシテ徳川時代ニ於テモ未ダ曾テ相續ノ主タル觀念ヲ占メタルコトナシ去レバ家名相續名字相續ト云ヒ遺跡相續跡目相續跡式相續ト云ヒ或ハ兩者ガ結合シテ成レル名跡相續ナル熟語ハ侍庶民何レノ階級ニ於テモ常ニ使用サレタルニ反シ位牌所相續若クハ祭祀相續ト云ヘルガ如キ名目ハ徳川時代公私ノ用語トシテ絶エテ聞カザル所ナリ。

予ハ先キニ祖名相續ハ我國固有ノ思想ニシテ祭祀相續ハ支那傳來ノ思想ナルコトヲ主張セリ(國家學會雜誌同上參照)深ク我國民特有ノ人生觀ニソノ源ヲ發シタル祖名相續ノ觀念ガ二千有餘年ノ後ニ至ル迄家名相續トシテ常ニ我國ニ於ケル相續ノ主要ナル觀念タルヲ失ハザリシニ反シ儒教ト共ニ支那ヨリ繼受サレタル祭祀相續ノ觀念ガヨク我國民ノ信仰ト融和シテ乖戾スル所ナカリシニ拘ハラズ常ニ我國ニ於ケル相續ノ從タル觀念ヲ成セルニ過ギザリシ事實ハ法制史家ノ多大ナル興味ヲ以テ考察スベキ現象ナラズンバアラズ。

學者或ハ我國ニ於ケル相續ノ根本觀念モ亦祭祀相續ノ思想ナリト説クモノアリコレ儒教思想ニ捕ハレタルノ偏見ニアラザレバ印度日耳曼法ノ幻影ニ迷ヘル謬論ニシテ我國民特有ノ心理ヲ誤解シ我固有法ノ歴史ヲ無視シタルノ説



ト云フベシ。

我國最古ノ家名相續ハ祖名相續ニ外ナラザリシコト前述ノ如シ、徳川時代ノ家名相續トハ如何ナルモノカ、普通ノ意味ニ於テハ文字ノ示スガ如ク、名字ノ相續ナルコト言フ迄モナシ、然レドモ單ニ此意味ニ止マルト思ハンニハ太早計ナリ、近松門左衛門作長町女腹切(元禄三年?)下ノ卷ニテ、半七ノ伯母ハ三代ニ祟ル信國ノヒ首ヲ左脇ニ突立テ、半七ヲ勵マシ、

『行末めだたふ出世して、親祖父名字をつぎや』

ト云ヘリ、『親祖父の名字をつぐ』！正ニコレ二千有餘年前ニ於ケル祖名相續ノ思想ニアラズヤ、而モコレ稀有ノ例ニハアラズ、作者不詳風流吳竹男(寶永五年)卷五(理非)目主從ニ、

『世に四恩あり、所謂王室恩、國土恩、父母恩、衆生恩是也、中にも父母骨肉の恩は、須彌猶低く、蒼海よりも猶深し、きやうぼうの中に人となりて、今の、山甚吉、四百五十石の知行取、ひとりしてそだちしやうに思へ共、凡は父母の恩愛に

よらずや、殊には父祖の名字をつぎ、其家を相續するを以孝の第一とすと、下、山寸平の物語り』

鶴屋南北作蝶鷄山崎踊第三段目ニ、

『濡髪長五郎「サア聊かの功に依つて、親ごもの家名を其儘南與兵衛と改め、本地へ歸參の衣服大小……」』

同上第五段目ニ、

『放駒長吉「ばらしたと聞く長五郎……今宵の内に討つて捨て、所持する一軸奪取つて、二幅揃へて本領の安堵、其時こそは養子親家名を南方十治兵衛』

『長五「アノ長吉が所持する一軸、不義に事寄せ斬て捨て、一軸手に二幅對、龍虎揃へは本地へ歸參、此時こそは南與兵衛改名なして先祖の名跡』

竹田出雲作双蝶々曲輪日記第六ニ、

『奥から出る與次兵衛が、いつの間にやらこつそりと頭丸めた法體姿……與五郎が悪事を引受、今からおらが與五郎入道、法名も付て置た釋の淨閑息子、

相續



めに名を讓て山崎與次兵衛』

菅專助作伊達娘戀緋鹿子二の巻ニ、

『先久兵衛様の氣に入つて、今の鼻は家の娘、娶合して跡式を讓れ。二代目の此久兵衛』

中村重助作近頃河原の達引揚屋の段ニ、

『先喜左衛門殿死去の後、此あどしきを立かね、其ほうと家のむすめにめあはされ、我名もすぐに喜左衛門とあらためて』

菅專助作紙子仕立兩面鑑新清水勘當の段ニ、

『先助右衛門殿死去の後、後家は元來家の娘、此跡識を立兼ね、其方を娶され、二代目の助右衛門と成立つたおれが果報』

見ルベシ、徳川時代ニ於テモ、家名相續ヲ以テ父祖ノ名字ハ相續ナリト解スル、二千餘年前ノ古代思想ガ、猶歴然存在スルコトヲ、彼ノ通稱若クハ公儀名ノ如キモ、ソノ起源ハ實ニ此ニ存スト言ハザル可ラズ。

我日本ノ家族制度ハ、家名相續ノ思想ヲ鍵鑰トナスコトニ據テ、始メテ充分ニコレヲ理解スルコトヲ得ベキナリ、例ヘバ廢家再興ノ如キ又分家新立ノ如キ、何レモ此思想ニ胚胎スルモノニシテ、彼ノ祭祀相續ト云ヘルガ如キ觀念ヲ以テシテハ、到底コレガ満足ナル説明ヲナスコト能ハズ、廢家再興ハ侍階級ノ間ニテハ、斷絶セル家名ト家祿ト(名跡)ノ再興ナリ、故ニ紀海音作新百人一首(元祿十五年)第三段ニテ、『浪々』ノ後『主人を取り過分の知行』ヲ請ケタル小川帶刀ハ、『某かように御扶持を得、家名興す身となりしも、皆御夫婦の御高恩』ト云ヘリ、反之庶民階級ニテハ、單純ナル家名ノ再立ハ廢家ノ再興ナリ。

分家モ亦侍階級ニアツテハ、家督ト家祿トノ分立(分知配當)ニシテ、庶民階級ニアツテハ、家名ト身代トノ分立ヲ意味シ、手代等ニ家名ヲ分ケ讓リ身代ヲ仕分クルト同様、家門ノ繁榮ト家名ノ永續トヲ目的トスルモノナリ、團水作日本新永代藏卷之三(給仕盆九年二十年)ニ『され共商人の出世といふは左にあらず、隨分商ひを仕廣げ手代數多使ひ、我家名を讓り身代を仕分るこそ誠なれ』同卷之五(革袋)



藝傳授)ニ『都に數百軒の手代をしつけ、家名を譲りて家門廣く、目出度商人の格式』ナドアルヲ参照シベシ。

養子ハコレヲ同姓ニ求ムベシトハ、承祭ヲ相續ノ根本觀念トスル儒教ノ思想ニシテ、我國人ニ對シテモ古クヨリ多少ノ感化ヲ及ボシ、別シテ徳川時代ニハ養子ハ先ヅ同姓ヲ盡シテ後、コレヲ他姓ニ求ムベシトノ法令ノ屢々下レルヲ見タリ、然レドモ我日本固有ノ思想ヲ本トシテ論スルトキハ、養子ハ實子ニ代テ家名ヲ相續スルノ任務ヲ有スルモノナルガ故ニ、必ずシモ之ヲ同姓ニ求ムベシトノ理由ハ、毫末モ存在スルコトナシ、古ノ天皇皇后御嗣無ケレバ即、諸國ニ部民ヲ置テ御名ヲ負ハシメ、以テコレヲ萬代ニ傳ヘシメ給ヘルニアラズヤ(國家學會雜誌同上)池田新太郎少將光政ガ『異姓を養子に仕候は、譬へば桃之木の臺に梅を接たる同然也、臺が桃なりとても、花も實も梅に成候、名字は傳るといへ共、子孫絶候、此儀を不便に存同姓を養せ度候得共、合點不參、我物すきの様に存候と聞候、世上皆異姓之せんさく無之故也、然る上は我等も先唯今は世上なみに可申付』(有斐錄卷之亨)ト云ヒ、

『世上なみ』ニ從テ異姓養子ヲ許スノ意ヲ洩セルハ、流石ニ明君ノ名ニ負カズト雖モ、『名字は傳るといへ共子孫絶候』ト云フニ至テハ、正ニ儒教思想ニシテ、我固有ノ思想ヨリ云へバ、少將ガ寧ろ養子ノ第二目的トシテ重キヲ置カザリシ『名字』ノ相續コソ、ソノ主タル目的ナリト云フベケレ、幕府ヤ各藩ノ法令ガ常ニ同姓養子ヲ強ユルニ拘ハラズ、世人ガ更ニ『合點不參』シテ、好デ異姓養子ヲ求ムル所以ノモノハ、却テ彼等ガ養子ノ眞ノ目的ガ、家名ノ相續ニアルヲ自覺スルガ爲メニアラザルナキカ。

徳川時代、家督相續ノ名ハ存スルモ、ソノ實ハ跡式相續ト異ナラザルコト前述ノ如シ、蓋シ、徳川時代ニハ家長權ナルモノハ存在セザレバナリ、家ノ當主ハ家名ヲ相續シタル結果トシテ、家ノ維持者タリ、家ノ代表者タル地位ヲ取得ス、コレ則『家名相續』ヲ『家相續』ト云ヒ、『家名相續人』ヲ『家相續人』若クハ『家の跡繼』『家の根繼』ト云フ所以ナリ、然レトモ家ノ當主ハ家族ニ對シテ、所謂家長權ナルモノヲ行使スル事ナシ、モトヨリ彼ハ父トシテ親權ヲ行ヒ、夫トシテ夫權ヲ行フ、然



レドモソノ餘ノ家ニ在ル伯叔兄弟姉妹等所謂厄介者ニ對シテハ何等ノ權力ヲ行フコトナキモノトス、羅馬ノ家長權ハ權力(Potestas)ニシテ、日耳曼族ノ家長權ハ保護權(Mundium)ナリキ、我徳川時代ニ家ノ當主ガ厄介者ニ對スル關係ハ、權力ニアラズ保護ナリ、權利ニアラズ道德的職分ナリ、此保護タルヤ彼レガ家ノ代表者トシテ、先祖ニ對シ血族ニ對シテ負フ所ノ倫理的任務ナリ、モト法律ノ干涉ノ外ニ獨立シ、而モ法律上ノ義務ヨリモ更ニ強大ナル道德上ノ職分ナリ、モトヨリ當主ハ厄介者ヲ久離スルコトヲ得ル場合アリ、然レドモ已ニ述べタルガ如ク、久離ハ自己ヨリ『目下』ノモノニ對シテノミ爲スコトヲ得ベクシテ、自己ヨリ『目上』ノモノ、即伯叔父母等ニ對シテハ行フベカラズ、況ヤ久離ハ勘當ト異ナリテ、自己ノ家族ニアラザル親族ニ對シテモ、コレヲ爲スコトヲ妨ゲズ、コレ豈家長ガ家長トシテ有スル權利ナリト稱スルヲ得ンヤ、當主ガ離縁ニ會ヘル兄弟姉妹ヲ自家ニ引取ルガ如キモ亦、保護者ヲ失ヘル自己ノ舊家族ニ對シテ、家ノ代表者トシテ彼ガ再ビ保護ヲ加フルノ思想ニ出ヅルモノニシテ、家長權ノ如キ權利觀念

ヲ以テシテハ、説明スルコト能ハザル事項ニ屬ス。

今日ノ民法ハ家族居住ノ指定、婚姻ノ承諾、離籍ノ言渡等三四ノ輕微ナル權利ヲ掲ゲテ、コレヲ戸主權ト名ヅケ、戸主權ト戸主ノ財產權トノ相續ヲ稱シテ、家督相續ト云フ、前古無類ノ新制度ト云フベシ。

(第二家名相續) 徳川時代ノ相續ニハ、封建法ノ相續ト普通法ノ相續トノ二種アリ、封建法ノ相續ハ侍階級ニ於ケル家祿家封ト家名トノ相續ニシテ、普通法ノ相續ハ庶民階級ニ於ケル家名ト家産トノ相續ナリ、普通法ニ於テ相續人ガ被相續人ノ家名ト遺産トヲ承繼スルハ、彼等ノ相續權ナルニ反シ、封建法ニ於テ相續人ノ家祿ト家名トヲ承繼スルハ、全ク事實上ノ相續ニシテ相續權ニハアラズ、蓋シ封臣家士ノ家督(家祿家封)ハ、被相續人ヨリ封主ニ『願出』デ、封主ヨリ『家督被下』若クハ『家督被仰付』ル、モノナレバナリ、徳川時代ニ於テ誰カ封主ニ對シ、自ラ父ノ封祿ヲ相續スルノ權利アリト主張シ得タルモノアラシヤ、去レバ封祿ノ承繼ハ事實ニ於テハ相續ナレドモ、法律上ニ於テハ父ノ封祿ノ再給ニ外ナラズ



ト云フベシ、歐洲ニ於テモ封ノ相續權ガ認めラレタルハ、第十一世紀以來ノコトニ屬シ、夫迄ハ事實上ノ相續ニ過ギザリシコト、我徳川時代ノ制ト同一ナリ、歐洲ニ於ケル封物相續權ノ發達ハ、封主ノ權力ヲ著シク衰退セシメ、封士ノ私權ヲシテ甚増大ナラシメタリ、我徳川時代ノ封建制ガ歐洲封建制ノ如ク、地方分權ノ極弊ニ陥ルコトナクシテ、ヨク強大ナル中央權力ノ下ニ統御サレタル所以ハ、全ク幕府ガ封祿ノ世襲權ヲ認めザリシガ爲メナラズンバアラズ、徳川時代ニ於ケル封建法上ノ相續ニ關シテハ予別ニ研究アリ、故ニ以下ニ於テハ唯普通法上ノ相續ニ就テ述ブル所アルニ止マル、而モコレニ關スル小説院本ノ材料ハ遺漏多キガ故ニ、以下ノ叙述モ亦不充分ノ點アルヲ免レジ。

徳川時代ニ法定ノ家名相續人ト稱スベキモノハ、惣領男子ナリ、作者不詳雲州松江の鱸（年代不詳）卷上、第二ニ、

『されば子とても只二人、そなたは總領と生れたれども、女の事なれば家督は弟彌七郎、これ世の大法なり』

登與島玉和軒作花雲佐倉曙宗五郎住家の段ニ、

『取分けて兄惣平年端行ねど惣領なれば、云ねど知れた此家のあどいり』

紀山人作仇競今様櫛初編卷之中第三回ニ、

『梅太郎ごのはおまへの惣領息子お大事の跡取ゆるなかく貫ふ事もならず』

西澤與四作風流今平家十之卷第一ニ

『惣じて親の名跡は惣領の支配にて、自らが儘なれば、此度の出入もそち立にはかまはせぬ』

トアルガ如シ、惣領男子ガ妾腹ニテ次男ガ本腹ナル場合ニ、何レガ先順位ノ相續人タルベキカニ就テハ兩様ノ制アリ、ソノ一ハ本腹長子ヲ以テ相續セシムルノ制ナリ、京都所司代板倉氏新式目ニ『但外戚腹之子者、嫡子成共末子可相定』トアルハ此主義ニ據レルモノナリ、反之ソノ二ハ本腹妾腹ノ別ナク長子ヲシテ相續セシムルノ制ナリ、鼻山人作（廊中餘情）由佳里の梅三編卷之下、第五回ニ、



『若し男子ならば惣領の事ゆへ妾腹の差別はない家督をどらするが天下の掟』

又山東京傳作双蝶記(文化十年)卷之四第十一ニテ『總領なれども妾腹』ノ餘字兵衛『弟なれども本妻の産給ひし子』ナル餘吾郎ヲ己ニ代ヘテ家督ニ立テンコトヲ父ニ乞フ然レドモ父ハ『總領をおき次男に家を續すべき理やあるこれ順義にあらずとのたまいてうけひき給はざりしゆゑ』トアリ。

惣領ガ家名相續ノ重任ニ堪エザルカ又ハ父ノ意ニ叶ハザルトキハ父コレヲ退身セシメテ次男ヲ相續人ニ指定シ(指定相續人)或ハ又タ實子ヲ悉ク退身セシメテ他ヨリ養子ヲナシテ家督ヲ繼ガシムルコトヲ得實子ガ勘當サレ又ハ出奔シタル場合亦同ジ西鶴作本朝櫻陰比事卷之五第一ニ

<sup>16</sup> 『總領は難病にて啞なれば世間を廢めさせ置しが云々』  
其積作世間息子氣質二之卷第二ニ

『惣じて世間の大法なれば家の跡目は惣領に繼すが極つたる事なれ共身共

が家督は次男重五郎に譲り惣領重四郎は出家させて一代樂に暮す程金銀を附けて寺役のない寺の後住に遣はさんと分別を固めしが左様した時には惣領は先腹故繼すべき親の跡を繼せず今の鼻に目がくれ弟に家を繼せたと世間に評判あつては其方は繼母の悪名を取り……離別さへすれば夫婦の者に難がなし惣領が器量なき故代繼にならぬもので有らうと何の讚も附かずに濟む』

同上第三ニテ或分限者三人ノ實子身持惡キ爲『舊里切』テ

『いとしや親父は歴々の男子三人持乍ら跡目に立つべき者もなくて一家の中より養子をし三人共に見限つて近所へも寄せられねば』

トアリ又タ笠亭仙果作油丁菜種黄表紙ニ

『何を言ふにも此餘二兵衛三人の子を持ちながら總領の餘五郎めは……際限もなき道樂者……見限つて三年以前勘當して寄せ附ず扱て二人目の餘十郎……強ひて身上を渡して隠居する工面相談にかゝりし所が兄を逐ひ



出し弟の家を取るは、道に背くと一轍言ひ出し、是も去年家出して其後音も沙汰もなし、残るは此のお龜一人、差詰め此奴に婿を取り家相續をさせねばならぬ』

月尋堂作子孫大黒柱卷五第二ニ、

『時は極月廿七日ことの外雪ふりてさむさたえがたく、そばにつみかさねてありし古手をひとつ、尻のしたにしきけるを、親ごも又見付て、大きに氣色を變じ、おのれはながく勘當なり、たとへ何ほど寒かればとて、勿體なくも商賣の古手を尻にしきける事、言語道斷のくせもの、その古手にておのれ今日を安樂にくらすにてはなきか、ものゝ冥加を知らぬ人間役にたゝすめとて、そのざより着のまゝにて追いだされぬ、一子なれば、やがて機嫌なをるべきとおもひしに、案にちがひ、わたくしがためには従弟、親仁が爲に甥を養子にして家督を譲り給ひぬ』

トアルガ如シ、此親父ノ相續人指定權ハ甚自由ナルモノナリ、世間息子氣質四之

卷第二ニハ『世帯の掛引抜目のない親父』『三人持し子供が知恵を當つて見』『庶子なり共惣領に立此家を繼がせん』トテ、三子ノ智恵試ヲナセシ後、『有銀二千貫目を千貫目庶子の源八に材木商賣付けて本宅を譲り、残る千貫目を惣領と次男におし割て五百貫宛に、外の屋敷を一ヶ所添へて與へられ』シカバ、『末子源八は親の跡を踏まへ』テ家繁榮スルコトヲ記セリ。

養子ニハ他人ノ代リニ弟ヲ取ルコトアリ、龜友作當世銀持氣質卷之三、第一ニ『弟の定五郎殿、今年二十五になられけるが、近く別家さするを止て、本家諸共に身代のこらすゆすり渡し、三ツにならるゝ娘の子を、末にて代に立てもくれがしに頼み云々』

又夫。婦。養。子。ヲ。ナ。シ。テ。家。督。ヲ。相。續。セ。シ。ム。ル。事。ヲ。得。其。積。作。世。間。娘。氣。質。五。之。卷。第一ニハ養子ヲ勘當シ、『後へは日本橋の妹。婿。を。夫。婦。呼。入。て。家。を。立。つ。る。相。談。に。極。ま。り』『妹。夫。婦。を。跡。目。に。た。つ。れ。ば』トアリテ、妹夫婦ヲ養子トセル例ヲ出セリ。

被相續人ニ子孫ナク又養子ナクシテ死亡セルトキハ、ソノ家名ハ妻コレヲ相



續ス、然レトモ妻ハ自カラ亡夫ノ家名相續人タル代リニ、親族ト協議シテ(一)養子ヲナスカ(二)入夫ヲ取リテ、亡夫ノ名跡ヲ繼ガシムルコトヲ得ベシ、明暦元年十月十三日江戸町中定(徳川禁令考五 一)一夫相果相續子なき家屋敷、後家令進退云々、又云「一妻女得夫之家財、以夫之親類養子歟、又可訪夫之後世云々」板倉氏新式目ニ「一無子後家之事、縱雖爲壯年於貞婦者、無異儀其家ニ可令居住、扱双方之親類並町人隣家致談合、任後家可然後夫相定、遺跡無斷絶様肝要也」ト見ユ、月尋堂作今様二十四孝(寶永六年)卷三、第二ニ、

「こゝに大阪うつほ町、金屋三右衛門頓死の後、此家の跡目なく、一門諸親類の内似合の養子を尋ねるに、かたぎつて相應成る者もなし、折節家久しき手代存じ出して申けるは、先旦那のげしやくばらにて此度御死去の三右衛門様にも種一つの弟御、堺北の端のぬか屋六兵衛と申方に御座候、そを呼入て、金屋の跡目に御立なされなば、親旦那への御追悼と申し、御家のすじめと申し、愈御繁昌の瑞相と申しもあへず、諸親類何れもそれよ、い、い、」

トアルハ、恐ラク前記第一第二ノ場合ニ該當スルモノナラン、若シ被相續人ニ妻ナキ時ハ、親族ハ協議ヲ以テ親族中ヨリ相續人ヲ選定スルモノトス、此場合ニ於テ選定サルベキ親族ノ範圍並ビニ順位ニ就テハ一定ノ制規ナシ、然レドモ血統ヲ重ズルガ故ニ、死者ニ弟アレバ第一ニ弟ヲ選定スルコト普通ノ順序ナリ、然レドモ弟ハ兄ノ家督ヲ當然相續スルノ權利ヲ有スルモノニアラズ、我が固有法ハ直系親族間ノ相續ヲ知ルノミニ止マリ、傍系親族ノ相續權ナルモノヲ認メズ、此缺陷ヲ補フノ手段ハ、侍階級ニテハ即「准養子」及ビ「相續」ノ制ニシテ、庶民階級ニテハ即「准養子」及ビ選定相續ノ方法コレナリ、前記入夫ノ場合ニ於テモ亦亡夫ニ弟アルトキハ、先ヅ弟ヲ選ムヲ例トス、兄ニ遺子アルモ幼少ニシテ家名相續ノ任ニ堪エザルトキハ、弟亡兄ノ妻ノ入夫トナリソノ子ヲ「順養子」トナスコト、亦庶民間ノ例ナリ、團水作武道大鑑卷一、第三ニ、

「町人を見ればたとへば兄を聲にとる契約して、もし兄死ぬればその家督弟取ゆへに、又弟の妻に取たり遣りたりする也、あるひは兄に妻子共まであり



て相果れば、頓て兄の妻を直に弟にあたへて甥を養子にするもあり、これみな義をおもはずして、金銀家督を本とする故なり、武家にしかある例を聞ず』  
西鶴作本朝櫻陰比事卷之二、第九ニ、

『此時の女房は宵に縁組して明の日後家になりぬ、此死人に一子も無く、弟に賢からぬもの同一家にありけるが、町中これに不便を懸け、後家と一ツにして跡を襲する内談せしに、後家が虎落者にてなか／＼人の差圖を合點せず』  
ナドアルニテ知ルベシ、此入夫ハ必ズシモ死者ノ弟ニ限リシニアラズ、凡ソ後家ノ選擇ニ任カスベキコトハ、板倉氏新式目ニ『任後家可然後夫相定』トアルニテ明白ナリ、西鶴作日本永代藏卷之二(浪風靜に神)ニ、

『形ふつゝかなれば廿三より後家となりしに、後夫となるべき人もなく、ひとり有世倅を行すゑの樂みに、かなしき年を経りしに』

トアルニ依レバ、寡婦ハ亡夫ニ子アル場合ニ於テモ、他人ヲ入夫トスルコトヲ得タルヤ明ラカナリ、恐ク此場合ニモ此子ハ後夫ノ養子トナルノ慣例ナリシナラ

ン。

入夫ハ後家ニ代テ家名ト  
財産トヲ相續シテ、其家ノ當  
主トナルモノナリ、從テ又前  
戸主ノ債務ヲモ承繼セザル  
ベカラズ、月尋堂作子孫大黒  
柱卷二、第五ニ、

『仲人にかたられ、此大宮  
通の繪書の死跡後家の  
方へ入聲しける、はじめ  
聞しは先夫覺悟能、年々  
に延し置たる二貫目の  
有銀、後家親元近江の在

### 後 家

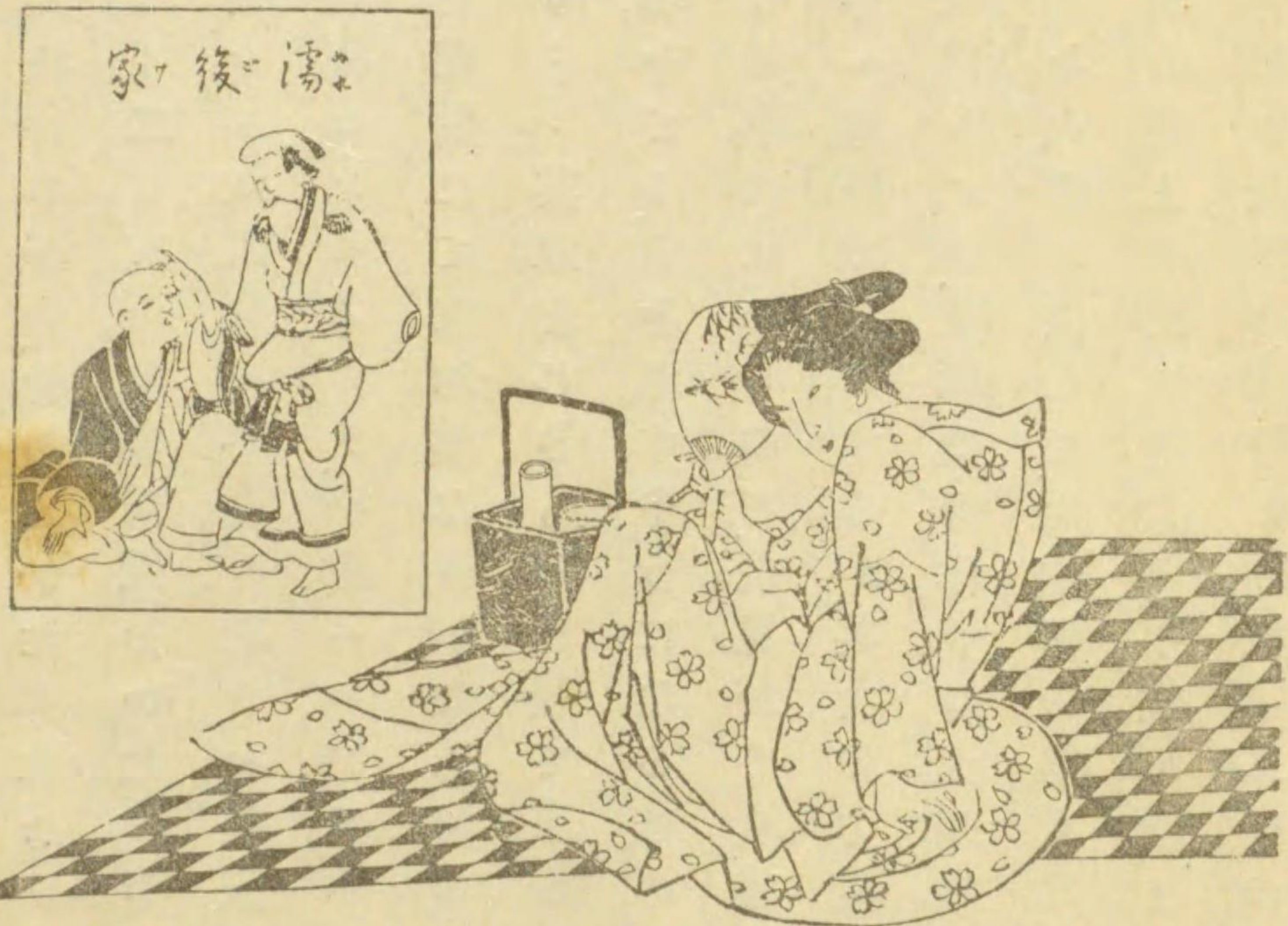
年四享貞 家後濡

畫春重齋柳 年七化文

合貝色好 畫衛兵半田吉

紙草火知不本繪

相  
續



濡後家



所より二人扶持の合力、皆あとかたもなきいつはり、けつく先夫病中より今迄の買が、り二百五十匁の借錢をいたゞきける』

トアルガ如シ、然レトモ入夫ハ事實ニ於テハ、後家若クハソノ先夫ノ幼兒ニ對スル後見ノ意味ヲ有セシモノナリ、小説ニハアラネドモ手島堵庵著我津衛(寶曆九年)卷下ニ、『惣じて若寡婦にて家相續なりがたきは、其一家の老人寡婦の氣質を見しらざるゆゑなり……其立まじきものを強て寡婦を立てさすゆゑ、わけもなき事など出来て惡名をとり、家を亂すやうになるものなり、さやうの人は初にその心得として、本意なる事にはあらねど、後見がてら後夫を入れるか、さもなりがたき家ならば一向外へ再嫁でもさするか、其女の力量の勤まるやうにはからひつかはすべき事なり』トアリ、又唯樂軒作立身大福帳卷四(植替て二たび)ニ、

『主人清之助を大事に供して、道中何の過もなくつれ登りしかば、後家ごを始一もん近所の輩まで、此度茂兵衛(手代)が働まさりとさたして、則一家の内より後家ごを勤め、是程の家督を斷絶なふ、いつまでも繁昌して、先祖の功をう

しなはぬやうになさるゝこそ、死人へ對しても誠の御貞切なれ……此うへは茂兵衛殿を清之助親分として、夫婦たがひに心を合せ、未永く御家の富榮ふるやうに謀事をなしたまへと、清之助父方の一もんより、いろくゝ勸られしかば、後家ごも此うへはともかくもど、うけ合給ひて、則其如茂兵衛へおふせ渡されしかば……此上は辭するに詞なし、則死人の名跡を繼て、松や清左衛門と名を改、主と夫婦に成て……清之助ためを思ふて……清之助一代には銀のいらぬもくろみ、人の後見に取ては世界中のうはもり、其身の行ひ正しければ……』

ナドアルヲ思ヒ合スベシ。

(第三)跡式相續 此ニ跡式相續ト云フハ、今日ノ遺産相續トハ別物ニシテ、家督ノ相續ニ對シ、財産ノ相續ヲ云フモノナリ、而シテコハ通常家督相續ト結合スルモノナレドモ、家督ハ分家ノ場合ノ外ハ單獨相續ヲ原則トスルモ、財産ニ至テハ無遺言相續ノ場合ニ於テモ、分割相續ヲ原則トスル法系アルガ故ニ、家督ト家産



トハ必ズシモ常ニ、ソノ運命ヲ共ニスルモノニ非ズ、今徳川時代庶民階級ニ行ハレタル跡式相續ノ法制ヲ見ルニ、少ナクトモ二種ノ法系アリ、其一ハ封建法ノ遺跡相續ト同ジク、單獨相續ノ主義ヲ採ルモノコレナリ、本朝藤陰比事卷之二(籠舎行ハ兄弟の段ニ、)

『町内に杉屋太郎兵衛と申者有之候所に、去る七月下旬に卒中風にて何の遺言も申置ず、即時に相果申候、妻も三年以前に相果、世倅二人御座候……此比兄弟跡式をあらそひ申すに付、町内より異見仕り、世間大法のごとく、何事も惣領のころゝ次第しかるべきと申候へば云々』

其二ハ律令以來普通法ノ主義タリシ、分割相續ノ原則ニ據ルモノナリ、西鶴作本朝櫻陰比事卷之一、第七ニ、

『百今日の精進あがりて後、町中立會ひ見るに書置とても無し、金銀諸道具あるものを検め、大方世間の法に沙汰して、兄に六分弟に四分といひわたり、母親の義兩人して孝を盡し給へといへば云々』

ト見ユルモノ之ナリ、此遺産分割ノ歩合ハ、時ト所トニテ變化アリシト覺シク、京都板倉氏新式目ニハ、

『若又無言之煩頓死ニ而讓狀無之時者、遺跡者別家不成、嫡子令相續、財寶兄弟等分ニ可爲配當、併可任母之心、但於繼母者不可有其構云々』

トアリテ、實母存在ノ場合ニハ、兄弟分財ノ割合ハソノ認定ニ一任シ(鎌倉室町時代ノ慣習法)、(亦同)、實母存在セザルトキハ、不動産(遺跡)ハ總テ嫡子ニ、動産(財寶)ハコレヲ等分シテ兄弟ニ分與スベキモノトセリ。

學者或ハ徳川時代ニ於ケル無遺言相續ヲ、單獨相續ニ限ルモノ、如ク説クモノアリ、封建法上ノ相續ニ就テハ此説誤ナシ、然レドモ普通法ニ於テモ亦然リトナサバコレ太早計ナリ、封建制破壊後ノ新時代ニ編纂シタル我民法ハ、須ク千五百有餘年ノ久シキニ亘ツテ、普通法ノ原則タリシ分割主義ヲ以テ、財産相續ノ根本原則トナスベカリシナリ、而モ所謂家督相續ナルモノモ創定シテ、封建時代ニ於ケル家祿家封ノ相續原則ヲ、家祿家封ノ停廢サレタル今日ニ適用セントス、



歴史ヲ無視シタルノ立法ト云フベシ。

被相続人ノ債務ハ家督相続人ノミ相續スルヤ、若クハ他ノ跡式相続人モ亦ソノ相續分ニ從テコレヲ相續スルモノリナヤハ疑問ニ屬シ、今此ニ斷言スルコト能ハズト雖モ、家督相続人ガ何等ノ積極的財産ヲ相續スルコトナキ場合ニハ、被相続人ノ債務ヲ承繼スル要セザルコト、前記名前計之相續ノ證文ヲ見テ知ルベシ、然ラバ被相続人ノ債務ガソノ遺産額ニ超過スル場合ニハ如何、徳川時代モトヨリ相續ハ限定承認ナル制ナシ、然レトモコレニ代ルベキ方法ナキニアラズ、ソハ相續人ガ相續後債權者ノ承諾ヲ得テ分散ヲ行フコトコレナリ(分散の段参照)、自作傾城色三味線(元祿十四年)大阪之卷第四ニ、

『大分の借錢を一子に惜氣もなく譲られける、此息子迷惑なる親の跡を請取、家藏諸道具分散にして住馴し我本町を立退き云々』

トアルガ如キハソノ一例ナリ、若シソレ親族會選定ノ相續人ニ至テハ、被相続人ノ債務ガ遺産ニ超過スル場合ニハ、コレガ相續ヲ承諾スルノ必要ナシ、律令要略

ハ此場合ヲ豫想シテ、『借金有之物相果、跡式親類之内ニ而望無之おゐては、借金方々家財分散』ト云ヘリ、今日ノ民法ガ總テノ相續人ニ相續ノ限定承認ヲ許シ、直系卑屬タル家督相續人以外ノ相續人ニハ相續ノ拋棄ヲモ許容シタルハ、洵ニ我舊慣ニ適應スルモノト云フベシ、コレヲ以テ我家族制度ノ本旨ニ戻ルト説クガ如キハ、一知半解ノ論ノミ。

相續人曠缺ノ場合ニハ、遺産ハ被相續人ノ家主町中五人組等立會便宜ノ處分ヲナスモノトス、其笑瑞笑合作世間長者容氣五之卷、第一ニテ金持ノ和向死ス、

『家主町中立會吟味して見るに在金八百五十兩、銀子四十八貫二百目餘、戸棚に深くかくしたり、さらば少しにても由縁ある人に渡さんと尋ねさするに、一類更になく、和州吉野の下市場といふ所に、和尚の兄の女房生残りて、賃仕事の麻を綜みて居るを呼びよせ、此金銀を渡せば喫驚して目を廻して死たるゆえ、又いろくと尋ねて見るに、其死たる女房の從弟與茂助といふて、河内の善根寺村に下男奉公して居しを呼むかへ、此金銀の主となりけるが云々』

200頁 二二八



トアルヲ参照スベシ(次段所引山本大膳五人組帳跡目無之者條参照)。

家督相續ガアリシ場合ニハ、町ニソノ弘メヲナシ、相續財産ヲ新戸主ノ名義ニ書替ユルノ法ナリ、紀の上太郎作糸櫻本町育第四段ニテ、江戸本町二丁目中根屋ノ當主綱五郎ノ伯父ハ、綱五郎ノ母妙閑ト妹お房ノ聳養子左七トニ向ヒ、

『綱五郎がおれへの頼、勘當のうち流浪した加減やら兎角病身に御座る、幸ひ左七をお房に見合す上は、家相續は氣遣ない、わしも安堵しましたれば、ついでに明日町の名前も譲替て下されど、事を分ておれへの頼み、幸い今日は町の算用寄合、左七を連て町中目見えの上、譲替も濟み帳面も改めました』ト云ヘルヲ以テ知ルベシ。

一家ノ家督財寶ハ、祖先ヨリノ預リ物ニシテ、當主ハ恰モ一代ノ管財人ノ如ク、他日之ヲ己レノ子孫ニ傳フベキ任務ヲ有ストノ思想ハ、徳川時代ノ雜書ニ散見スル所ナリ、例ヘバ松柏軒作、貴賤心體直し(安永八年)卷下ニ、

『若此理を辨へたらん人は家督財寶は、我財寶にあらず、先祖より子々孫々迄

持失はず、相傳へさせん爲に、我一代の間は、我に支配させ給ふと思ひ、兄弟妻子眷族迄も飢渴せぬやうに、めぐみ養はせんとて、譲り給ふものと心得侍らば……』

トアルガ如シ、去レバ小説ニテモ其積作渡世身持談義四之卷、第一ニ、

『金銀家財は先祖より、子孫榮久の爲に貯へ置れし物なれば、我身一分の榮耀榮花に費し失ふは、大きな罪人なり、己全ふして又我子に譲り與ふるは、祖先よりの預り物を、又先祖に返す道理なり、是孝行の第一によつて、無殘と費へなる遊興に金銀を散らさず、藏に積で子孫へ殘すを町人の本意とす』

ト見エ、同人作御伽名代紙衣一之卷第一ニモ亦、同一ノ意味ヲ繰セリ。

### 二二二 遺言

今日世人ハ法定相續ガ原則ニシテ、遺言相續ハ例外ナルガ如ク思惟ス、コレ徳川時代ノ封建ニ馴致サレタル思想ノ餘波ナリ、封建法ハ受封者(受祿者)ガソノ封



祿ヲ處分スルノ權利ヲ認メズ、從テ普通財産ノ如ク遺言ヲ以テ、封祿ヲ諸子ニ分割相續セシムルガ如キコトアリ得ベカラズ、コレ侍階級ニ於テ封祿ノ相續ガ、常ニ法定相續タラザリシ所以ナリ、反之普通法ニ於テハ、遺言相續ガ原則ニシテ法定相續ハ全ク例外ナリ、善良ナル家父ハソノ生前ニ於テ、遺産ノ歸屬ヲ確定スルコトヲ通例トス、否コレ家父ノ法律上ノ職責ナリ、慶安四年七月町中跡式之定(徳川禁令考五、  
帙四四頁)ニ、

覺

- 一 町中跡式之義、先年申付候ことく、存生之内遺言狀致、諸親類名主五人組立合、早速町年寄三人之帳に付可申事
- 一 存命及煩候もの、書置可仕覺悟無之候は、諸親類組之者立會、煩候者申合、急度書置爲致可申事(下略)

天保七年山本大膳五人組帳ニ、

『一跡式之儀、兼て書付仕、名主五人組立會致加判、死後出入無之様可仕事』

トアリ、又土屋巨禎著家業相續力草(天保十一年)ニ『遠き慮あん人必書置。所務分をなし置べし、年老たるにあらねども、遠方旅行などする事あらば、必書置を認て家に殘し置、跡式のあらそひなき様にはからふべし、尤永々病氣にてある時は、傍の人は既に家督相續の事に心づくといへども、病氣の障とならん事をおもひて得言出さぬ事あり、主人たる人こゝを察して、よく覺悟をして早く書置をなすべし』ナドトアルニテ知ルベシ、去レバ町人百姓ノ階級ニ於テ、無遺言相續(法定相續)ノ問題ガ生ズルハ、被相續人ガ『頓死』不慮の死(若クハ『無言の煩』ニテ死亡スル場合ニシテ、全ク例外ノ場合タリシナリ、前記慶安四年七月町中跡式定ノ末文ニ『頓死之者は、親類町之者立會、筋目に跡式相立可申事』山本大膳五人組帳ニ『跡目無之者、不慮之死、失いたし候は、所持之品、品は與頭五人組立會相改可申出事』京都所司代板倉氏公事掟條々ニ『若又親類頓死或無言之煩にて相果候歟、於他國不慮に相果候者、讓狀無之事も可有云々』トアルハ、其證ナリ、更ニ進デ徳川以前ノ制度ニ徴スルニ、武人ト雖モ生前ニ於テ遺産ノ歸屬ヲ定ムルコト、王朝後半ヨリ足利中



葉ニ至ル迄ノ慣例ナリ、去レバ當時ノ古文書ニモ所謂未處分ノ場合ヲ舉グルヤ、  
ソノ理由トシテ特ニ頓死、不慮之死若クハ他國ヲ記スルノ例タリシコト、徳川時  
代ト異ナル所ナシ、羅馬法ニ於テハ遺言相續ハ原則ニシテ法定相續ハ例外ナリ  
シニ反シ、日耳曼法ハソノ初メ遺言ノ制ヲ知ラズ常ニ法定相續ナリキ、我固有法  
ハ此點ニ於テ、羅馬法ト主義ヲ相同フスルモノト云フヘシ。

徳川時代遺言狀ハ一ニ書置又ハ遺狀ト云ヒ、遺言ニ依ル財産處分ヲ所務分ト  
云フ、遺狀ハ五人組町役人コレニ加判スルカ、若クハ遺言者自筆ニテ認メ印判ヲ  
加フルヲ形式的條件トス(徳川百ヶ條第三條)、西鶴作萬の文反古卷之三(明て藤の箱の段書)ニ、

『將又甚六郎りんじゆたしかに自筆に書置いたされ、年寄五人組の加判たの  
み、一七日過て内藏をひらき、親類中立會是をあらため、それノに相渡申せ  
とのいげん、則目錄の通り書しるし、貴様へも此飛脚に所務分おくり申候、慥  
かに御請取くださるべく候、先住宅に諸道具其まゝ、銀三百五十貫惣領の甚  
太郎、同町拾壹間口の家敷に銀二百貫目二男の甚次郎、扱泉州の新田銀三拾

貫目姉妙三、銀五十貫目弟甚太兵衛、銀二十貫目貴様へ、銀五貫目は手代の九  
郎兵衛、此外諸親類下々寺々まで残らず書付いたし、殘所もなき身の取置と、  
いづれもかんじ申され候』

増舎大梁作當世傾城氣質四之卷、第二ニ、

『平野町にて二十八間口の家の一子と生れ、十九の年兩親死去の砌、有銀五百  
九十貫目ありし事は、書置に判形したる五人與も知て居る事、其上大津の祖  
父の所務わけ、二千兩もらひし事かくれもなし』

定延狂作世間用心記五之卷、第一ニ、

『ある夜町衆をまねきざつと吸物、こつけにて、酒もよいほどにしひての後、金  
右衛門、申入るゝは別儀にあらず、このたび、夫婦西國順禮して、それよりは奥  
州の松島をも一見し、又は長崎へもくだり、唐人をも見て來たし、しかればな  
かゝ道中、かりそめならぬ御いとまごひなり、それにつき、何方にて萬一あ  
ひわづらひ、あひ果つまじきものにあらず、しうげんは申しをさめ、書置した



めおきおのく御加判のたのむよし云々』

西鶴作本朝櫻陰比事卷之四、第五ニ、

『又一通に諸親類方下々への書置、自筆に印判紛れ無し』

ナドアルニテ知ルベシ。

右所務分ナル語ハ、訛ツテ勝、負分トモ稱セラレタルコトアリ、竹田出雲作義經千本櫻(延享四年)鮮屋の段ニ、『常の儕が性根故、是も銜か知ねども、勝、負分にと思ふた銀、親父殿に隠して遣、是で翻然根性直せと……』トアルハ、ソノ一例ナリ。

遺狀ハ遺言者ノ歿後、一家親族町中五人組若クハ其他ノ證人立會ノ上開封スルモノトス、紀海音作心中二ツ腹帶(享保七年)第一段ニ、『其脇指は君の魂、此印判は身が魂、書置ひらくは死後の事』トアルガ如シ、而シテ通常一七日四十九日百ケ日等ノ忌日ヲ過テ之ヲ開封スル習ナリ、西鶴作織留卷之一、第一ニ、

『扱親仁の書初に毎年さだまつて遺言狀をしたゝめ、箱入にして封印付け、持佛堂の下へおさめをかれしが、そもくは有銀五百七十目なり、年毎に書増

して、四十二の春より八十三歳にて相果られしに、五十日に一門集り書置狀を開き見るに、財寶の外に四千七百十九貫目、内藏三ヶ所に入れ置れ云々』

其磧作世間手代氣質一之卷、第三ニ、

『四十九日過て一門手代共残らずあつめて、今日遺言狀を披くと披露すれば、親類出入手代共迄、それくの形見わけの心當して、披くをまちかねしに、遺言狀には何の事なく……所務分け形見の僉議は曾て以てなく云々』

西鶴作日本永代藏卷之四、第三ニ、

『それ百ケ日も過行ば、遺言の通りに、有原寺の法師を證據に、御非時の上にてゆづり狀の箱を開て見しに、有銀一千七百貫目一子九之助に相渡し、なを家屋敷諸道具の義は書載に及ばず、扱親類のかたへそれく、所務分の書付讀しに云々』

其他前記西鶴作萬の文反古ノ文等参照スベシ。

讓狀ニ連判セル者ハ、遺言者ノ死後讓狀ニ照ラシテ遺産ヲ調査シテ、之ヲ相續



人ニ引渡ス義務ヲ有セシモノ、如シ作者不詳風流門出加増藏(寶永五年)卷一、第二ニ、  
 『長者に二代なし、女郎かひに三代なしと、京の利はつものが遺言なり、洛中ひ  
 ろきに歌仙分限にさゝれて、三十六人の中にもひだり座の第一、二文じ屋の  
 何がして、おやより家藏しよ、だう具の外に千五百貫目かきをきせし時、連  
 判のをのゝ、これをあらためて、おとりに相渡し候、事實正明白なり、これ  
 を請とり四十九日の朝は、だんな坊主よびて、夕めしにしやうじんあげて、は  
 しをしたにおくどやごをかけ出、島ばらに行きて丸屋のていしゆがつてん  
 か、おやぢが所務わけ見たか、と、小ばんを逆手にとつてまきちらし、此屋  
 なひはんじやうとよろこばせける』

トアルニテ之ヲ察スベシ。

所務分ニハ慣習上大凡ノ標準歩合存立セリ、西鶴ハ胸算用卷之二、第三ニテ當  
 時ノ所務分ノ大法ヲ例示シテ、

『所務分のたいほうは、設へば千貫目の身代なれば總領に四百貫目、居宅に附

けて渡し、二男に三百貫目、外に家屋敷を調へ譲り、三男は百貫目附け、他家へ  
 養子に使はし、もし又娘あれば三十貫目の敷銀に、二十貫目の諸道具拵へて、  
 我相應より輕き縁組よし』

ト云へリ、若シ總領ノ居宅ヲ百貫目、次男ノ屋敷ヲ五十貫目ト假定セバ、右ノ所務  
 分ハ嫡子五分、他子五分ノ割合トナル、然レトモ涼花堂斧麿ノ當世誰が身の上卷  
 之六(浮世は懸弧の唐衣の段)ニハ、

『なげきの中に書置の次第とて披露しけるは、實子の總領に六ぶ、次男に三ぶ  
 縁付し妹に一ぶ、其外は衣類を形見わけとて渡しけり』

トアリテ、前記無遺言相續ノ場合ト同様、『嫡子六分、他子四分』ノ法ナリ、作者不  
 詳咄物語(年代不詳)中(子供に世を渡す咄の段)ニハ、父アリ兩人ノ子ニ五貫目宛ノ身代ヲ渡シテ隱  
 居セントセシガ、

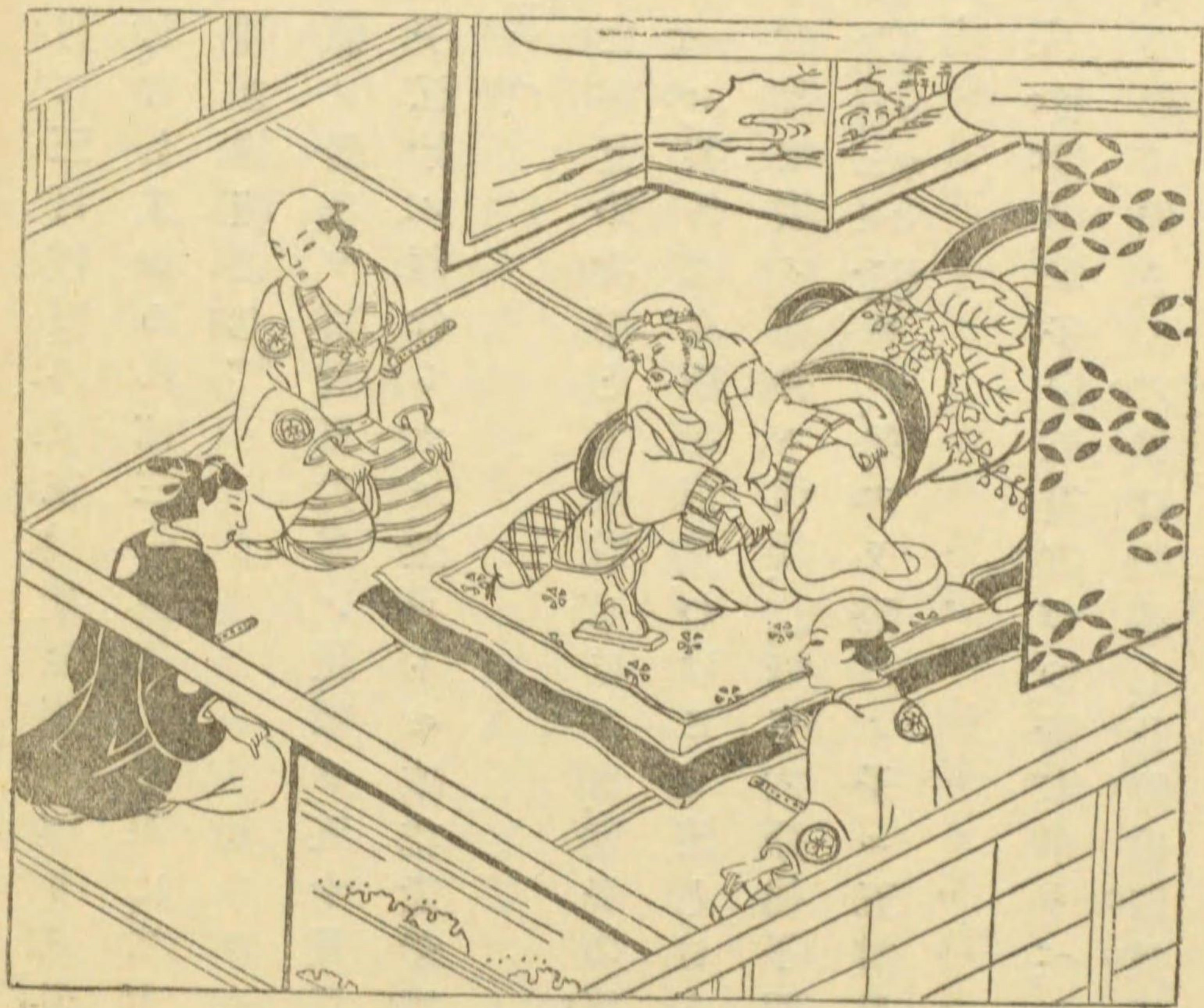
『弟申すやう、十貫目の銀子を五貫目づつ請取申すべき事心得がたく侍る、兄  
 者人は總領の事に候まゝ六貫目御渡し、我等は四貫目請取申すべしといふ、



# 遺言

息子三人を呼寄せて

享保八年 其碩著 川島叙清 商人軍配圖



二四〇

兄むす子聞て、扱々其方は不合點な事をいふ、親の仰を背くか、是れ半分づつとりて以後は銘々随分精出しかせぐべしといふ』

斯クテ兄弟互ニ争ヒケルガ、隣人コレヲ聞テ、

『さて、方々は聖人かな、當世は

欲に迷ふて、親をしひたげ目をぬきても、身がちに計し侍るに、弟は四分六分、にわけて取らうといふ、兄は半分づつとらうといひて争ふ事、ためしなき心底なりと涙を流し感じぬ』

然ルニ、

『其後能々内證をきけば、せり合し社道理なれ、十貫目の借銀有しが、此事なりとぞ』

トノ落語ヲ載ス、作者ガ此ニ六分四分ノ割合ヲ持出セシモ、亦恐ラク當時行ハレタル所務分ノ大法ヲ、眼中ニ置キタルガ爲メナルベシ、何レニセヨ徳川時代所務分ニハ、慣習法上ノ分割標準ガ存在セシコトハ疑ナキ所ナリ、猶所務分ノ内容ハ西鶴作織留卷之一、第一、日本永代藏卷之四、第三、本朝櫻陰比事卷之三、第七、其碩諸商人世帯氣質五之卷、第三、子孫大黒柱卷五、第一等ニ見ユト雖モ、一々之ヲ引用スルノ繁ヲ避ケ、左ニハ他ノ問題トモ關係アル、近松門左衛門緋縮緬卯月の紅葉ニ十二社巡りの段ノミヲ紹介スルニ止ム、

遺言

二四一



「お龜ははつと怖ろしく……して父様はあの人連(今妾お)て何方へと言ひければ、ヲ、されば與兵衛(入筆お)めが在所へは戻らいで、町の會所の帳箱に入納めた譲り狀、身が使ひと詐つて取て行んだと年寄から斷りが云ふて來た、彼奴に譲る讓狀取て何になる事ぞ、家を棒に振りをるか、但しはごふぞ公事工か、日頃は此所な女子(今お)といひ事小言が絶ねごも五分〱に聞て居た、彼奴が悪いに極まつた、河内の親に言渡し、直に埒を明んため來ればあれで見付たが、此邊へは失せぬか、とうそ〱見廻し神子の門、こりや爰に居かると引出せば與兵衛は、被き菅笠身に纏ひうろ〱出し其風情、お龜はわつと泣出す、笑止千萬哀れなり……與兵衛は指うつぶひてゐたりしが、顔を上げてこれ女(今お)姦しひ、エ、恨めしい親父様、あの家屋敷家財まで私し夫婦へ譲りの約束成れば、親子と存する故不肖の事も堪忍し、心一ぱい働け共、何をすることもお氣に入らず、在所へ歸れ戻れとはヲ、〱道理かな〱、家屋敷家財まで今が弟傳三郎に、取らせるとある讓狀、此與兵衛が聞てゐる、明日でも親父

様、若しもの事も有た時、町衆が立合讓狀を披いて、傳三郎に跡式取られ、此與兵衛がすご〱と生て在所へ歸られふか、是誰が業ぞ其女めとの談合ならん、此事を某には誰が報せたと思ふぞや、汝が弟の傳三郎、今迄汝れら一本と思しに、奇特にも傳三めが天道が怖ろしさに、知らせますると告し故、後日の證據に取たるぞ……長兵衛(父養)肩を鑿め、是は夢々覺へなし、汝を町へ弘めしで、直に出した讓狀、身が目を塞がぬ、其内は、年寄行事も封を切らぬ、書置を傳三が知らふ筈がない、讓狀を奪ひ取て親に難題言懸、今兄弟に無實をいひ、大阪に置ぬ公事巧み、おのれ獨りが智恵でない、サア讓狀が物を言ふ、三ッ鐵輪で讀んで見よと、懷中へむさぼりつく、いやこれ親父様でんごで披く讓狀、後の證據に封も解す持たれば、こなたの手へ渡そふか、權柄になさるゝなど、掣放せばこづかを取て、引伏せ〱踏んづ叩いつ散々に丁擲し引起いて讓狀奪ひ取たる有様は、目も當られぬ次第なり、ヲ、成程身が判封の儘、只今披く是聽けど、封を解いてぞ讀みたりける、北久太郎町心齋橋表口五間半、裏ゆき



町並貳十間家財残らず、娘お龜、與兵衛夫婦に譲り申候。外より異亂少しもなし如件。これ見よと、與兵衛が目に差付るを、よく見れば紛ひもなき。我方への讓狀、ハア南無三寶、扱は傳三郎めが、人面を見せかけて、我を取て墮さん爲め裏の裏を喰はせしを、知らではまりし悔しさよ、詐かられし口惜やと、齒啞をなして泣き居たり』

右ノ文ニ依テ、讓狀ハ遺言者自身ニ判封ヲ施シテ之ヲ町内ニ寄託シ、其死後町役人等立會ノ上開封スル習ナル事、並ニ養父ガ其遺産ヲ婿養子ト娘ト兩人ニ對シテ、共同ニ讓渡スノ慣例ガアリシコトヲ知ルニ足ルベシ。

前記慶安四年町中跡式定ニ『末期におよひ筋目なき遺言は、御立不被成候間、町中之もの随分吟味可仕』又明暦元年十一月京都奉行條々ニ『及末期爲背道理遺言、相立間敷者也』其他地方公裁錄(徳川禁令考一 帙四三九頁)ニ『末期に及び筋目違なる遺言、或は頓死致し書置無之跡目は、筋目次第可申付事』ナドアリテ、遺言者ガ末期ニ作成セル不條理ノ遺狀ハ無効トセリ、然レドモ不條理ノ遺言ハ假令末期ノ

作成ニアラズトスルモ、元來無効ノモノタリ(徳川百ヶ條 第三條參照)。加之律令要略ニハ『跡式相續之惣領を差置、外之忤え跡式可讓との遺狀は不法也、但遺狀於慥成は、有金は家督之忤七分、外之忤三分、家財田畑等ハ家督之忤可爲相續之』トアリテ、遺狀ガ惣領ヲ全然相續ヨリ除外シタル場合ニ於ケル、特別ノ相續分法ヲ規定セリ、コレヲ小説ノ記事ニ見ルニ、西鶴作本朝櫻陰比事卷之四、第五ニテ或男『無理酒に戯れ年中酔の醒る時無く、男盛に大病を引請け相果て』ケルガ、ソノ書置ヲ開封スルニ、家屋敷有金ノ大部分ハ妾腹ノ娘四人ニ分配シ、惣領男子ニハ纔ニソノ一部ヲ讓ルニ過ギザリシカバ、手代等コレヲ不當トナシ『町中にも惣領に男子ありながら非道の言置と沙汰し』、遂ニ一門手代談合シテ訴訟ニ及ビシニ、奉行モ『とかく此親虚氣の沙汰なり』トテ町中手代等ニ對シ、別ニ公平ナル遺産分配案ノ作成ヲ命ゼシガ、彼等ハ熟議ヲ重ネタル末『惣領義本腹と申し男子と申し、いまだ十四歳に罷成り候へば、親の氣を背き申事ござなく候、御前御意の通り常に大酒を好み申され候、定めし其上の事と存じたてまつり候、諸事跡式の義は惣領



に仰付させ下され』トテ、跡式ノ大部分ヲ惣領ニ、一部ヲ娘四人ニ分與センコトヲ乞ヒ、裁許ヲ得タルコトヲ記セリ。

予ハ先キニ、徳川時代庶民階級ノ間ニ於ケル跡式相續ハ、遺言相續ヲ原則トシ法定相續ヲ例外トスルモノナルコトヲ説ケリ、而シテ其原則タル遺言相續ハ分割相續ヲ通例トシ、其例外タル法定相續ノ場合ニモ亦分割主義ノ法系存在セシコト前述ノ如シ、然ラバ徳川時代庶民階級ニ於ケル財産相續法ノ通例ハ、單獨相續ニアラズシテ分割相續ナルコト多言ヲ要セズシテ明ラカナリ、今日ノ民法ハ此通則然モ此原則タルヤ律令以來普通法ノ通則タリシナリヲ無視シテ、封建制ノ停廢サレタル今日ニ於テ猶封祿ノ相續法ヲ固守セントス、ソノ何ノ故タルヲ知ラザルナリ。

### 二二三 隱居

隱居ハ生前ニ於テ家名ト家督(家産)トヲ相續人ニ讓渡スノ行爲ナリ、自笑瑞笑

### 居 隱

頃曆寶 童問答似合講釋



隱居

作世間長者容氣二之卷、第三ニ『汝此金を以て家名を相續すべしと、小さき家を構へ、吾妻もろとも隱居分となり、腹がはりの弟文右衛門に渡し』升瓢作世間御旗本容氣卷之三、第三ニ『親父隱居し家督を渡し、息子に諸躰を渡されけれ共、金銀は少も譲らず』トアルガ如シ。隱居ハ家産中ヨリ隱居分トシテ、多少ノ財産ヲ留保スルコトヲ得ベシ、此財産ハ金子ナルコトアリ或ハ不動産ナルコト



アリ、其積作世間娘氣質五之卷第一ニ『これ程の心付は我々がいたさうと、隠居銀の内から、銀百枚添へてかへされ云々』同人作世間手代氣質五之卷第三『扱御隠居のお金は何程ござります、母屋へお貸しなされて下さりませといへば、二千兩持て隠居せしが、旦那寺の本堂から、方丈を建直さるゝ普請の入用に、五十貫目取替へ……先それなれば御隠居金も、二三百兩ならではない御様子云々』菅專助作けいせい戀飛脚新口村の段ニ『久離切ても親子じや物、隠居の田地を賣立ても首繩はかけまいに云々』竹塚東子作父母怨敵現腹鼓(文化二年)ニ、

『此處に根生の里庄屋勘左衛門が親勘右衛門老人夫婦は、最早四五年前家産を悴勤左衛門に譲り、本家より半町ほど南青濱村と云へる處に、田地多くあるゆゑ、是を隠居の料として、貯蓄の金を分ち、夫婦に女男家内五六人暮しにて、安樂に世を送り居ける』

トアルガ如シ、或ハ別ニ財産ヲ留保セズ當主ヨリ多少ノ仕送金ヲ受クルコトアリ、文耕堂作椀久山元日金歲越(享保十年)中之卷ニ、『去ながらお氣づかひなされまする

なは、若旦那が放埒に、かねつかはれまする、小遣ひあてがふて隠居させます』トアルニテ察知スベシ。

隠居ハ此ノ如ク、財産ヲ享有スルノ能力ヲ有スルノミナラズ、生前行爲又ハ遺言ヲ以テ、之ヲ處分スルノ能力ヲ有ス、前記けいせい戀飛脚新口村の段ニ『隠居の田地を賣立ても』トアル外、其積自笑合作浮世親仁形氣一之卷第二ニ『透間を見て脇に男をこしらへ、むづかしう成なば、其親父様の子につけて、御隠居の跡を我物に書置させまして、ゐながら丸取にと、二人はいはずに同じ思入れにて隠居へ参り』トアルヲ参看スベシ。

隠居ハ家督ヲ讓渡セシニ拘ハラズ、猶當主ノ後見的監督ヲナシ、家政ニ干涉セル例少ナカラズ、自笑其笑合作今昔出生扇卷二第一ニ、

『音羽や四郎兵衛といふは、今年十八元服して身躰を受取り、親父ハ町内に沙汰の有る、昔作りの堅い仁成りしが、隠居して淨西と法名し、朝晩寺参りの外は内をはなれず、息子四郎兵衛が、後見して、釜のしたにあだ火を焼せず、食の



燎を萬日參りの辨當に丸めて出らるゝなど萬事の始末』

トアルハソノ一例ナリ。

隠居ハ父子ノ關係ヲ變更スルモノニアラズ故ニ父ハ隠居ノ後ト雖モ子タル當主ヲ勘當スルコトヲ得ベシ近松半二關取千兩幟(明和四年)第一ニ、

『御隠居様聞えませぬ天にも地にもたつた一人のお子ぢやないか世界に金遣ふ者がなけりや金儲ける者もない金銀は廻り物色狂ひした連勘當とは、餘り胴慾でござります』

其磧作世間手代氣質五之卷第三ニ、

『隠居目も合はず烏が啼くと隣より來りて徳太郎を引ずり出せ名主五人組へ披露して勘當してのけると聲高にいはるゝを云々』

同人作咲分五人鴉卷第三第一ニ、

『大分の金を仕失ひしによつて隠居道齋以ての外に立腹して一子なれ共追出されけるを色々詫てもきげんなをらすつゝには町衆に袴着てもらふて、

表向へ出て勘當帳に付て一人子を捨けるは能々の事ぞかし』

トアルニテ知ルベシ。

徳川時代平民階級ニ行ハレタル隠居ニハ法定ノ適齡ナシ去レバ其磧自笑合作浮世親仁形氣一之卷第一ニ『六十八の年今長者といはるゝほどの身上一子久五郎利發者なれば世帯をわたしその身は法體して是休と改め』同書二之卷第二ニ『隠居屋敷を忤が建て渡せしにそれへは引籠ずして七十有餘迄法體もせずみせに出て……是のみ甚介きのごくがりて題目講の相口なる禪門を頼み世話をやめて隠居せらるゝやうに異見さすれば』同書四之卷第三ニ『人間も其身の年の程をかながへて六十過なば萬事子にわたし法體をして後の世をいのる心かけが肝要でござる』ナドアルガ如ク六十歳以上ニテ隠居セルモノアリ或ハ湯漬術水作御入部伽羅女卷一第一ニ『大黒屋の宗善とて代々榊かけ切傳へ四十過より法體きはめ若隠居して大黒姿』同書同卷第二ニ『されば大黒屋宗善も今うごん花の時を得て其身はや四十三歳先祖五代の例にまかせ法體姿に



さまをかへ、するはるく、この樂世間體の隱居とちがひ、此家の作法と申は、家督不殘請取てより四十三の暮までは、我妻より外女の手から物をとらず』トアルガ如ク、四十年代ニテ隱居セシコトアリ、西鶴作本朝二十不孝卷之四(枕に殘す筆の先の段)ニ『都には今四十の内外を關はず、法躰して樂隱居をする事、專に流行りぬ』トアルハ、貞享時代ノコトナリ。

### 二四 後 見

徳川時代ノ制ニ依レバ、父ハ生前ニ又ハ遺言ヲ以テ、新戸主タル幼年者ノ爲メニ後見人ヲ指定スルノ權利ヲ有セリ、此後見人ハ必ズシモ被後見人ノ親族タルヲ必要トセズ、商家ニテハ親族ヨリモ寧ロ手代ヲ幼主ノ後見人ニ指定セル例多シ、青木鷺水作古今堪忍記(寶永五年)卷五第三ニテ忠左衛門ハ一子忠太郎ノ爲メニ己ノ兄弟ヲ差置キテ手代、『吉平に諸事を引請て、後見させて給はるべし』との遺言の證文を、町内に出し置き』團水作日本新永代藏卷三第十二ニテ故齋ハ『さし

わたしの從弟』ナル秋庵ヲ差置テ『一子辰五郎に身代を譲り、後見は手代勘七萬事の指圖せよとの遺言』ヲ爲シ、又南圭梅嶺作世間母親容氣(寶曆二年)卷一第三ニハ『家督を一子左太郎に渡し、手代共に後見させ、近所に隱居を構へ』タル大盡アリ、其積作諸商人世帶氣質卷五第三ニハ『法體以後は、幼少の子供を私なき手代共に後見させて、商ひ店を守らせ、我は不斷心の合ふた友をば集めて、茶事をたのしみ』シ風流人アリ、時トシテハ後見二人ヲ附セシコトアリ、西鶴作本朝二十不孝卷之四(枕に殘す筆の先の段)ニ『母屋の裏に座敷造りて、助八是に引込み、萬の鍵を助太郎に渡し、商賣は律義なる手代二人後見させければ』トアルガ如シ、時トシテハ又後家自身ガ幼年當主ノ後見人タリシコトアリ、世間母親容氣卷二第一ニテ『お勇は後家となりて強藏が後見し』涼花堂作當世誰が身の上卷一(讓申身の内の財の段)ニテ鑑屋の後室ハ『子の行末を思ひくはり、女筆の帳のしめくゝり、兄息子二十歳に成らば、かい取て千貫目餘の主成べし』トアリ、尙相續ノ段所引本朝藤陰比事卷三ノ文参照スベシ。

後 見



時トシテハ手代ヲ後見人トシ、親族ヲ其監督人トナセシ例アリ、西鶴作本朝櫻陰比事卷五（兩方寄られれば）ニ『昔都の町に目貫小柄の買問屋あり、難波の里より縁組して、此妻十一年馴染み、男子一人七歳になる時、此父相果てしが、其節女房も後家立つる心底を聞定めて、財寶残らず親子に書置して、息子十八になるまでは、店は手代に預け、毎年の勘定は父方母方の親類中立合ひと懇に頼置ぬ』トアルヲ見ルベシ。

扱テ後見人ハ被後見人ノ父ニ代テ其護育ト財産管理トヲ爲スノ任務ヲ有スルモノナリ、前記古今堪忍記卷五、第三ニテ手代吉平ハ主人ガ『吉平に諸事を引請て後見させ給はるべしとの遺言の證文を町内に出し置ける』故主人ノ没後、『つね／＼の遺言身にあまりていとをしくかゝる時にこそ人の心の誠はしらるゝ物なれ、死につかふまつる事は生につかふまつるより難しと、心ざしを盡して、跡の事ごもあしからず取まかなひ、扱身なし子となりける且那の子、忠太郎といひける十七歳のむすこを引とりてぞだてけるにも、かゝる大

きなる身上となりても、主従のよしみをわすれず……今は忠太郎も吉平が介抱にて親の名跡つゝがなく、讓のまゝに請取いにしへのごとく商賣をつとめけるに、忠太郎も心ある者にて、吉平を親のごとくもてなし……此心ざしなりければ、金銀の出し入買物の仕こみなごもとより我まゝにさばく事なく、吉平にまかせて指圖をうけけれども、吉平ゆめ／＼是にも慾をわすれ、心ゆくだけは肝煎て、諸事を後見けれども、露ばかりも恩がましきことはいはず……』

トアルニテ其一斑ヲ知ルベシ。

後見人ノ一種ニ看防人ナルモノアリ、普通ノ『後見者其家ニ居候共、亦者外ニ居候共不苦』ルモノナレドモ、『看防人者其家ニ居候而、其家の政事を執行ふを云ふ』（古事類苑政治部三、八六八頁所引例書）モノナリ、八文字自笑作手代袖算盤（享保七年）ニ『後家のうしろ見大かたかんばうとなりて、手代さまとよばれ主人後家御に懐妊させて、世つぎの總領をないがしろにし、我子につがする慾心をかまへ、十に二つも成就する

後見



行すへ、又其手代主をたをすつもりに日を送れば、せんぐりおいぐりとなつて不忠の手代世にはびこりぬ』トアル『かんばう』ハ即コレナリ、右ノ文ニテ當主幼少ノトキ後家ニ後見又ハ看防ヲ附スル慣例アリシコトヲ知ルベシ。

後見又ハ看防ハ當主幼年ノ間ノ管財人ナリ、而シテ前記ノ如ク幼年ノ期間ハ通常十五歳以下ナルガ故ニ、當主ガ十五歳ニ達スルトキハ、後見人看防ハ其管理財産ヲ當主ニ引渡シ精算ヲ爲サハルベカラズ、然レモ前記諸文ニ依レバ十八歳或ハ二十歳迄モ後見ヲ付スル例アリ、コハ幼年期間ノ地方的差異ニ因ルカ、若クハ親權者ノ遺言ニ基クモノナラン、小説本ニハアラザルモ手島塔庵著我津衛卷中ニ『我若年の時父母におくれ、伯父手代共の看防にて、年十六歳まで我身何程の分限といふ事もしらざりしに、十六歳の時初めて伯父身上の勘定を見せて申けるは云々』トアルハ、十六歳ニテ後見人ヨリ財産ノ引渡ヲ受ケタル一例ナリ。

本編引用徳川時代文學書目

(一) 淨瑠璃 (年代ハ初演又ハ著作ノ年也)

- (1) 近松門左衛門、長町女腹切 (元祿十三年)
- (2) 同人、重井筒 (寶永元年)
- (3) 同人、戀八卦柱曆 (寶永三年)
- (4) 同人、緋縮緬卯月の紅葉 (寶永四年)
- (5) 同人、心中刃ば氷の朔日 (寶永七年)
- (6) 同人、夕霧阿波鳴渡 (寶永七年)
- (7) 同人、冥途の飛脚 (寶永八年)
- (8) 同人、天の綱島 (享保五年)
- (9) 紀海音、新百人一首 (元祿十五年)
- (10) 同人、八百屋お七 (寶永元年)
- (11) 同人、笠屋三勝二十五年忌 (享保元年)
- (12) 同人、心中二つ腹帯 (享保七年)
- (13) 同人、難波橋心中 (年代不詳)
- (14) 西澤一風、井筒屋源六戀寒晒 (享保八年)
- (15) 同人、昔米萬石通 (享保九年)
- (16) 文耕堂、元日金歳越 (享保十八年)
- (17) 並木文輔、萬屋助六二代褌 (享保廿年)
- (18) 原田由良助、茜染野中の隠井 (元文三年)
- (19) 竹田出雲、男作五雁金 (寛保二年)
- (20) 同人、義經千本櫻 (延享四年)
- (21) 同人、双蝶々曲輪日記 (寛延二年)
- (22) 並木宗輔、後藤伊達目貫 (延享元年)

本編引用徳川時代文學書目

160  
177



- (23) 近松半二、京羽二重娘氣質 (寶曆十四年)
- (24) 同人、太平記忠臣講釋 (明和三年)
- (25) 同人、關取千兩轡 (明和四年)
- (26) 同人、新版歌祭文 (安永九年)
- (27) 同人替、唱歌糸の時雨 (天明二年)
- (28) 同人、伊賀越道中双六 (天明三年)
- (29) 竹本三郎兵衛、艶容姿舞衣 (安永元年)
- (30) 並木永輔、双扇長柄松 (寶曆五年)
- (31) 菅專助、染模様妹背門松 (明和四年)
- (32) 同人、紙子仕立兩面鑑 (明和五年)
- (33) 同人、伊達娘戀緋鹿子 (安永二年)
- (34) 同人、けいせい戀飛脚 (安永二年)

(二) 小説 (年代開板ノ年也)

- (35) 同人、桂川連理棚 (安永五年)
- (36) 若竹笛射、曾根崎模様 (寶曆十年)
- (37) 松貫四、戀娘昔八丈 (安永四年)
- (38) 紀の上太郎、志賀の敵討 (安永五年)
- (39) 同人、糸櫻本町育 (安永六年)
- (40) 福内鬼外、荒御靈新田神徳 (安永八年)
- (41) 同人、靈驗宮戸川 (安永八年)
- (42) 中村重助、近頃河原の達引 (天明五年)
- (43) 登與島玉和軒、花雲佐倉曙 (嘉永六年)
- (44) 作者不詳、妹背中酌 (年代不詳)
- (45) 作者不詳、時雨の炬燵 (年作不詳)

- (46) 井原西鶴、好色二代男 (貞享元年)
- (47) 同人、本朝二十不孝 (貞享三年)
- (48) 同人、好色一代女 (貞享三年)
- (49) 同人、懷硯 (貞享四年)
- (50) 同人、日本永代藏 (貞享五年)
- (51) 同人、置土産 (元祿元年)
- (52) 同人、本朝櫻陰比事 (元祿二年)
- (53) 同人、織留 (元祿七年)
- (54) 同人、萬の文反古 (元祿九年)
- (55) 同人、世間胸算用 (元祿十二年)
- (56) 西澤與志、新色五卷書 (元祿十一年)
- (57) 同人、風流今平家 (元祿十六年)
- (58) 同人？本朝藤陰比事 (寶永？)
- (59) 都の錦、風流日本莊子 (元祿十五年)
- (60) 唯樂軒、立身大福帳 (元祿十六年)
- (61) 雨滴庵松林、風流夢浮橋 (元祿十六年)
- (62) 夜食時分、風流敗毒散 (元祿十六年)
- (63) 錦文流、當世乙女織 (寶永二年)
- (64) 同人、棠大門屋敷 (寶永二年)
- (65) 作者不詳、傾城太々神樂 (寶永二年)
- (66) 北條團水、晝夜用心記 (寶永四年)
- (67) 同人、日本新永代藏 (正徳三年)
- (68) 同人、武道張合大鑑 (年代不詳)
- (69) 永井正流、本朝濱千鳥 (寶永四年)
- (70) 青木鷺水、今古勘忍記 (寶永五年)
- (71) 作者不詳、風流吳竹男 (寶永五年)
- (72) 作者不詳、風流門出加増藏 (寶永五年)
- (73) 月琴堂、今様二十四孝 (寶永六年)
- (74) 同人、子孫大黒柱 (寶永六年)
- (75) 同人、武道眞砂日記 (明和九年)

160  
177



- (76) 涼花堂斧磨、當世誰が身の上 (寶永六年)
- (77) 作者不詳、難波みやげ (寶永七年)
- (78) 湯漬菰水、御入部伽羅女 (寶永七年)
- (79) 作者不詳、商人職人懷日記 (正徳三年)
- (80) 落月堂操扈、近代長者鑑 (正徳四年)
- (81) 八文字屋自笑、傾城色三味線 (元祿十四年)
- (82) 同人、風流曲三味線 (寶永七年)
- (83) 同人、傾世禁短氣 (寶永八年)
- (84) 同人、傾性野群談 (享保二年)
- (85) 同人、手代袖算盤 (享保七年)
- (86) 自笑其笑、今昔出生扇 (延享二年)
- (87) 自笑瑞笑、世間長者容氣 (寶曆四年)
- (88) 江島其磧、世間息子氣質 (正徳五年)
- (89) 同人、世間娘氣質 (享保元年)
- (90) 同人、世間手代氣質 (享保十五年)

- (91) 同人、商人軍配團 (享保十八年)
- (92) 同人、渡世身持談議 (享保二十年)
- (93) 同人、咲分五人娘 (享保二十年)
- (94) 同人、諸商人世帶氣質 (元文元年)
- (95) 同人、御伽名代紙衣 (元文三年)
- (96) 自笑其磧、善惡身持扇 (享保十五年)
- (97) 同人、傾城歌三味線 (享保十七年)
- (98) 同人、風流軍配團 (享保二十年)
- (99) 同人、浮世親仁形氣 (元文元年)
- (100) 部塵舍、渡世傳授車 (元文二年)
- (101) 南圭梅嶺、世間母親容氣 (寶曆二年)
- (102) 升瓢、世間御旗本容氣 (寶曆四年)
- (103) 永井堂龜友、常世銀持氣質 (明和七年)
- (104) 同人、風流茶人氣質 (明和七年)
- (105) 同人、赤烏帽子都氣質 (安永元年)

- (106) 同人、世間仲人氣質 (安永五年)
- (107) 同人、風俗俳人氣質 (年代不詳)
- (108) 增舍大梁、當世傾城氣質 (明和八年)
- (109) 同人、世間化物氣質 (明和八年)
- (110) 定延狂、世間用心記 (明和十年)
- (111) 大雅舍其風、滅多無性金儲氣質 (安永四年)
- (112) 作者不詳、渡世今日鑑 (年代不詳)
- (113) 作者不詳、商人世帶藥 (年代不詳)
- (114) 作者不詳、當世貞女容氣 (年代不詳)
- (115) 作者不詳、雲州松江の鱸 (年代不詳)
- (116) 喜三二、一粒萬金談 (天明元年)
- (117) 芝全交、年寄之冷水曾我 (寛政五年)
- (118) 後穿窟主人、川童一代噺 (寛政六年)
- (119) 作者不詳、諸國武道容氣 (寛政八年)
- (120) 西生山人、觀延政命談 (享和三年作)

- (121) 竹塚東子、父母怨敵現腹鼓 (文化二年)
- (122) 山東京山、江島御利生對管笠 (文化七年)
- (123) 同人、教草女房形氣 (安政五年)
- (124) 山東京傳、双蝶記 (文化十年)
- (125) 柳亭種彦、傾城盛衰記 (文政四年)
- (126) 同人、正本製 (天保二年)
- (127) 林屋正藏、帶屋於蝶三世談 (文政八年)
- (128) 屋上梅幸、流行歌川船合奏 (文政八年)
- (129) 同人、枝珊瑚京打笄 (文政十年)
- (130) 鼻山人、花街壽々女 (文政九年)
- (131) 同人、由佳里の梅 (天保十二年)
- (132) 曲山人、假名文章娘節用 (天保三年)
- (133) 笠亨仙果、油丁製菜種黃表紙 (天保五年)
- (134) 絲井鳳助、所縁の藤浪 (安政六年)
- (135) 紀山人、仇討今様櫛 (年代不詳)



(三) 脚本

(136) 近松徳三、文月恨切子  
(137) 同人、色競かくし紅翅  
(138) 鶴屋南北、蝶鶴山崎踊

(年代不詳)  
(年代不詳)  
(年代不詳)

(139) 並木五瓶、隅田春藝者氣質  
(140) 同人、富岡戀山開

(年代不詳)  
(年代不詳)

(四) 笑話川柳

(141) 作者不詳、諸國落首咄  
(142) 作者不詳、咄物語

(元祿十一年)  
(年代不詳)

(143) 柳多留

(自明和二年  
至文化八年)

○ 本編引用ノ法律書雜書ハ再録セズ

大正拾四年九月一日印刷  
大正拾四年九月五日發行

徳川時代ノ文學ニ見エタル私法奥付  
定價金貳圓五拾錢



著者 中田 薫

發行者 東京市神田區小川町三十八番地  
三橋 次

印刷者 東京市本郷區駒込千駄木町二十三番地  
瀨下 三郎

發行所 東京市神田區  
小川町三十八番地

明治堂書店

電話大手五八八六番  
振替東京三〇九九四番

賣 捌 所

神田 有斐閣書店  
神田 岩波書店  
京都 東海堂書店  
京都 郁文堂書店  
本郷 弘文堂書店

大阪 金正堂書店  
大古屋 川瀨書店  
名古屋 菊竹書店  
久留米 富喜堂書店  
北海道 大坂屋書店  
朝鮮 大坂屋書店

160

177



160  
177



160  
177



